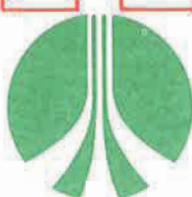


会 報



日食協

Vol.89 MAY.25.1995

平成 6 年度定時総会提出資料掲載号

◇理事会・定時総会提出議案 2

平成 6 年度 事業報告書 3

- 定時総会、理事会等(4) • 運営委員会とその関連活動(6)
- 商品委員会の主な活動(9) • 情報システム化委員会(12)
- 物流委員会(14) • 食品取引改善委員会(19) • 缶詰ブランドオーナー会(22)

平成 6 年度 各支部の活動報告 25

- 北海道支部(25) • 東北支部(26) • 関東支部(27) • 東海北陸支部：東海カク(31)
- 北陸ブロック(31) • 近畿支部(32) • 四国支部(33) • 中国支部(34)
- 九州沖縄支部(35)

◇平成 6 年 4 月～平成 7 年 3 月・活動日誌表 37

◇「会員・事業所会員・賛助会員」：「支部別会員数」 45

◇「平成 6 年度 収支計算書」 46

◇「正味財産増減計算書」 47

◇「貸借対照表」 48

◇「計算書類に対する注記」 49

◇「財産目録」 50

平成 7 年度 事業計画 51

◇平成 7 年度 収支予算 53

定時総会に先駆け理事会開催 54

◇円高メリットの一層の浸透について通達 60

◇第17回・食品卸団体連絡協議会 60

◇リサイクル法案を閣議で決定 63

目

次

理 事 会

日 時 平成 7 年 5 月 25 日 (木) 12:00~14:00

場 所 鉄道会館ルビーホール 11階 桐・桂の間
東京都千代田区丸の内1-9-1 東京駅八重洲口

<理事会提出議案>

第 1 号議案 定時総会提出諸議案に関する件

第 2 号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成 7 年 5 月 25 日(木) 14:00~16:00

場 所 鉄道会館ルビーホール 12階 凤凰の間

<定時総会提出議案>

第 1 号議案 平成 6 年度事業報告に関する件

第 2 号議案 平成 6 年度決算報告に関する件

第 3 号議案 卸周辺のインフラ整備推進活動に関する件

第 4 号議案 平成 7 年度事業計画案に関する件

第 5 号議案 平成 7 年度収支予算案に関する件

第 6 号議案 平成 7 年度会費の額及び賦課徴収方法に関する件

第 7 号議案 新規加入会員、退会会員に関する件

第 8 号議案 その他

以 上

平成 6 年度 事業報告書

平成 6 年度は、「社団法人日本加工食品卸協会」が、1 年の活動経験を経た法人団体として、さらなる活動意欲を注いだ年度であったと言えよう。

この第 2 年目の平成 6 年度においての最大の課題は、「新取引制度」であった。

この「新取引制度」を、時代の大きな流れとして受け止め、先ず、卸周辺のインフラ整備を推進すること、そして、卸自らの機能力を陶冶して行くことが、強く業界に求められた年度ともなった。

また、賞味期限表示問題、製造物責任法に関する問題等々、これらを流通業界の立場から、どのように受け止め、どのように対処していくべきかについて、真剣に取り組んだ 1 年であったことも銘記される。

規制緩和と国際化の進展、内外価格差と円高の進行。環境と資源等々、これらがもたらす経済的変容は、食品流通業界に少なからぬ影響をもたらし、同時に、幾多の課題が相次いで提起された年でもあった。

予期せぬ出来事としては、1 月 17 日年明け早々の「阪神大震災」を忘れる事はできない。近畿支部会員・事業所会員及び同地区所在の賛助会員の被害は、誠に甚大なものがあった。

日食協は、このような環境の中で、激変に押し流されることなく、平成 6 年度の諸事業に取り組んできたが、以下にその活動の概要について報告することしたい。

※

※

※

※

※

※

※

定時総会、理事会等

定時総会、理事会、賛助会員世話人会等の日食協としての機関活動は、下記の通りである。

<定時総会>

◇平成6年5月24日午後2時から、上野池之端文化センター2階白銀の間において、定時総会を開催した。

この定時総会は、平成5年7月6日に社団法人の設立総会が開かれて、1年に満たなかったが、設立初年度は平成6年3月31日をもって役員の任期が満了し、総会を開かねばならない定款の定めとなっており、第2回目の定時総会として開催されたものであった。

提出議案は次の通り。

- ①平成5年度事業報告に関する件 ②平成5年度決算報告に関する件 ③平成6年度事業計画案に関する件 ④平成6年度収支予算案に関する件 ⑤平成6年度会費の額及び賦課徴収方法に関する件 ⑥新規加入会員、退会会員に関する件 ⑦役員の選任に関する件 ⑧その他。

なお、役員の改選については、一部社内異動によるもの外は留任することになった。

本総会において、食品流通局商業課の白須敏朗課長より、2年目に入った日食協活動につき、励ましのご挨拶があった。

<理事会>

◇平成6年5月24日正午から、上野池之端文化センター2階藤の間において理事会を開催。下記につき審議し、全議案を承認した。

- ①処務規程等諸案の承認に関する件（処務規程・職員給与支給規程・職員退職金支給規程・慶弔見舞金支給規程・旅費規程・経理規程） ②定時総会提出諸議案に関する件 ③初年度任期満了に伴う役員の選任に関する件 ④その他。

◇平成6年11月25日正午から、鉄道会館ルビーホール12階明星光雲の間において、上半期事業活動の終了時点における理事会を開催した。

主な議題は次の通り。

- ①平成6年度上期の各委員会活動報告に関する件
- ②各支部の活動報告に関する件
- ③「新取引制度」の問題対応等に関する件
- ④平成6年度の収支決算状況に関する件
- ⑤その他

この理事会において、新取引制度に係る日食協としての問題対応を中心に協議がなされ、特に今後における卸業界の、インフラ整備活動を推進することが急がれるとの方向づけがなされた。

<賛助会員世話人会>

◇平成6年4月6日午後3時から、福島ビル9階の日本橋精養軒において、第25回賛助会員世話人会を開催した。

この日の主な内容としては、①社団法人設立に係る経過報告について ②平成5年度の日食協事業活動の活動報告について（各委員会の重点的活動の報告・「最適流通システム開発普及委託事業」の調査報告内容）等の報告及び情報交換を行った。

◇平成6年6月20日正午から、福島ビル9階の日本橋精養軒において、第26回賛助会員世話人会を開催した。

初めに日食協運営委員長挨拶、次いで世話人代表のご挨拶があり、次のような内容につき、報告及び懇談を行った。

①理事会・定時総会の経過報告 ②新年度における委員会の主な活動 ③最適流通システム開発普及委託事業の調査結果等について ④両者による懇談。

◇平成6年11月22日午後3時半から、福島ビル9階の日本橋精養軒において、第27回賛助会員世話人会を開催した。

主な懇談内容は、①新年度における委員会の主な活動について ②「新取引制度」についての両者の懇談 ③次回開催等。

◇平成7年3月28日正午から、福島ビル9階の日本橋精養軒において、第28回賛助会員世話人会を開催し、①日食協各委員会の主な活動及び第27回に引き続き ②「新取引制度」について懇談した。

この年度においては、4回の開催となっており、懇談内容としては何れも「新取引制度」に係る懇談が重点とされた。

運営委員会とその関連活動

平成 6 年度における運営委員会の重点活動としては、新取引制度への取組み、委託事業の調査研究をはじめ、総会・理事会、賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会等々の円滑なる運営が柱となる。

以下に、運営委員会の活動のあらましを掲げることにしたい。

◇運営委員会の年度内開催は、概ね月例開催され、平成 6 年度においては、次の如くである。

- ・平成 6 年 4 月 6 日、4 月 20 日、4 月 21 日、5 月 24 日、6 月 8 日、10 月 18 日、11 月 25 日。
- ・平成 7 年 1 月 25 日、3 月 13 日、3 月 28 日。以上、10 回にのぼっている。

<委託事業への取組み>

◇農林水産省補助による財団法人食品流通構造改善促進機構の委託事業を受託し、下記の調査研究を実施した。

※「最適流通システム開発普及事業」

農林水産省の補助事業としての「平成 6 年度・最適流通システム開発普及委託事業」を財団法人食品流通構造改善促進機構（略称：食流機構）より委託事業として受託し、第 3 年度目の研究調査を実施した。

この委託調査事業の初年度調査は、センターフィー等加工食品卸業界の物流に係る広範囲にわたる実態調査であったが、第 2 年目としての平成 5 年度調査は、日米構造協議を契機として、独占禁止法の運用強化の方向が示され、これに伴って取引慣行の見直しが業界全体の機運として強まる中、特に建値制について、加工食品卸業者はどのような考え方や、意識を持っているかを中心に調査した。

そして、平成 6 年度（第 3 年目）の委託調査は、以上の 2 年間にわたる調査を踏まえ、「新取引制度と卸機能」に焦点を当てつつ、次の諸点を重点的に調査した。

- ① 加工食品卸売業の新取引制度についての評価・認識
- ② 新取引制度導入後、どのような卸機能が必要と意識しているか
- ③ その卸機能を発揮するに際しての取引上の問題点
- ④ その卸機能を健在化する施策（インフラ整備）としては何が必要か

調査対象は、日食協会員の中で244社を抽出、うち101票が回収された。回収率は41.4%であった。

なお、加工食品業界において、制度化している建値制についての賛否の意向を問うたところ、次の如くであった。

| | 1994年 (N=101) | 1993年 (N=95) |
|-------------|------------------|-----------------|
| ・ 建値制に賛成である | 36.6% | 36.8% |
| ・ どちらとも言えない | 31.7% | 29.5% |
| ・ 建値制に反対である | 29.7% | 30.5% |
| ・ 無回答 | 2.0% | 3.2% |

※「卸人材育成確保推進事業」

『最適流通システム開発普及事業』とも関連し、農林水産省補助事業による財団法人食品流通構造改善促進機構の委託事業として「平成6年度卸人材育成確保推進事業」を下記の通り実施した。

■ <東京地区>

開催日時 平成7年3月22日 13:30~16:00

場 所 東京証券会館 9階

1、『これから始まる「新取引制度」の課題と対策』

講師：磯内 善介氏 国分株式会社 専務取締役
(日食協・運営委員長)

2、『最適流通システム開発普及調査の中間報告』

講師：岩崎 英司氏 流通政策研究所 主任研究員

3、『日食協の最近における重点活動』

担当：北田 久雄 日食協・専務理事

▪ <札幌地区>

開催日時 平成7年3月24日 13:30~16:00
場 所 札幌商工会議所7階 大ホール
札幌市中央区北1条西2丁目
次 第 ご挨拶 北海道支部 杉野 昭雄 支部長
講演内容 1、「最適流通システム開発普及調査研究事業」の中間報告
2、『これから始まる「新取引制度」の課題と対策』
講師：野澤 建次 氏(流通政策研究所・専務理事)
3、日食協の主な活動報告：日食協 専務理事

◇インフラ整備に向け準備会

加工食品卸売のインフラ整備推進に係る準備作業については、平成7年2月1日、流通政策研究所スタッフの協力のもとに、日食協の各委員会座長メンバーとの下打合会を開催。それに引き続き、2月10日第1回、3月6日に第2回目の準備会を開催し、推進計画書の作成作業を開始した。また、2月16日の最適流通システム開発普及委員会の終了後、5委員長に作業経過を報告するとともに、3月28日の運営委員会において、推進計画の案を提示した。

◇食品卸団体連絡協議会

- 平成6年4月21日午後2時から東京ステーションホテル2階松の間において、第15回食品卸団体連絡協議会を開催した。

<主な懇談内容>

①運営委員会活動（委託事業に係る中間報告・就業環境の実態）②物流委員会活動（最近における委員会活動状況報告）③商品委員会活動（返品問題の改善・データ即引き等：センターフィー問題・賞味期限表示問題・輸入食品小委員会の再開）④食品取引改善委員会活動（納入期限・販売期限問題等への対応）⑤情報システム化委員会活動（酒類食品の情報システムに係る委託調査）

- 平成6年10月18日午後2時から、東京ステーションホテルの2階松の間において、第16回食品卸団体連絡協議会を開催した。

<懇談内容>

- ①物流委員会活動報告 ②商品委員会の活動報告 ③食品取引改善委員会の活動報告

④団体間情報交換 ⑤連絡協議会今後の進め方等。

◇行政庁主催の委員会・研究会・懇談会等への参加

農林水産省主催の賞味期限表示等の説明会、全国団体等連絡協議会外、食品産業環境対策総合企画委員会（㈳食品需給研究センター）、食品商業活路開拓緊急対策事業検討委員会（食流機構）、「バーコードシンボル」原案作成専門委員会（㈳日本電子工業振興協会）、流通コードセンター総合委員会（㈲流通システム開発センター）等行政関連をはじめとする関係団体への協力と連携強化に努めた。

◇関係団体の催事事業等に協力

恒例的に実施されている日本能率協会の国際食品・飲料展。社団法人日本外食品卸協会の外食産業フェア、日本経済新聞社のジャパンフードサービスショー、社団法人日本セルフサービス協会のセルフサービスフェア等々、関係団体が主催する催事等に協力・協賛した。

商品委員会の主な活動

◇平成6年7月15日午前10時から日食協会議室において商品委員会を開催し、①正副委員長の互選に関する件 ②平成6年度の委員会活動に関する件 ③平成6年度のスケジュール化に関する件 ④その他につき協議した。

正副委員長の互選については、原則留任することが承認され、委員長には加藤 稔氏、副委員長には、木下 誠氏及び山崎祥光氏がそれぞれ互選された。

なお、平成6年度の委員会活動に関しては、割戻金即引化の継続推進・返品問題の改善活動・センターフィ問題への対応等を活動テーマとして組み入れることになった。

◇平成6年9月30日午後1時半から日食協会議室において、商品委員会内に置かれる割戻金即引化WG及び返品問題WGを合同開催した。

両ワーキンググループは、共に業界変容が激しい中、その動向観察期間を置いていたが、先の商品委員会の意を受けて再開したもの。

◇平成6年10月12日午前10時から日食協会議室において、商品委員会を開催し、①委員会の具体的取組みに関する件 ②今後のスケジュール化に関する件につき協議した。

加藤委員長より業界変容が激しい中、割戻金即引化WGと返品問題WGは、新取引制度導入の動きがあることに伴い、動向観察期間を置いたが、9月30日に再開させたWGの協議結果を報

告願いたい旨要請があり、割戻金即引化及び返品問題に関し、市ノ瀬竹久座長より説明がなされた。

◇平成6年10月27日午後1時半から、日食協会議室において、センターフィーWGを開催した。このWGにおいては、センターフィーに係る現況の把握及びセンターフィーに関する情報交換を中心に話し合いが進められた。

◇11月30日午後5時から、日食協会議室において返品問題改善WGを開催し、食流機構の委託事業である「食料品卸売業構造改善推進事業」に絡げ、返品問題に関する実態調査を実施することとし、アンケートの作成作業に取り組んだ。

返品の地域別実態調査を実施

商品委員会返品ワーキンググループは、返品の地域別実態調査を実施した。
加工食品取引における返品実態調査は、流通政策研究所のご協力のもとで、昭和63年11月に実施したが、当時における販売先からの年間売上に対しての返品率は2.1%で、これに対し、卸が仕入先への年間返品率は1.8%であった。

ところで平成3年7月、公正取引委員会において「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が発表され、そのなかの第2部第5「小売業者による優越的地位の濫用行為」の3で「返品」が取り上げられ、考え方等についてのガイドラインが示された。WGでは、このガイドラインが示されて、3年を経過したところで、実態としてどのような変化が見られているかを、実際に調査してみることになり、この度は、農林水産省の補助事業であり、卸食品流通構造改善促進機構の委託事業の一環として「平成6年度食料品卸売業構造改善推進事業」に組み入れ、加工食品取引における返品問題の実態調査を行った。

この調査は、昭和56年に実施した調査要領に基づいているが、この度は、地区別に調査した点を特徴とし、報告書にまとめ上げられた。

調査結果では、地域的に差異はあるものの、全体的に返品率は大幅な低減を示しており、小売業界サイドの自粛、メーカーのアイテムカット対応、卸自体の改善努力等々、業態それぞれの相乗効果が、良い結果をもたらせたと受け止められる。

以下にこの度、取りまとめられた報告書の中の返品状況の一部を抜粋してみる。

<返品状況>

1、年間平均返品率

最近1年間において、それぞれの卸売業が、年間総販売額に対し、返品として処理した金額は、

どの位の割合になっているかをまとめた結果は下記の通りである。

<年間総販売額に対する返品割合>

(単位: %)

| 地 域 | | 販売先から の返品 | 仕入先へ の返品 | 差 引 差 |
|-------------|-----------|--------------|-------------|-------|
| 地 域 別 | 全 国 | 1.08 | 1.00 | 0.08 |
| | 北 海 道 | 0.90 | 0.66 | 0.24 |
| | 東 北 | 1.35 | 1.06 | 0.29 |
| | 関 東 甲 信 越 | 0.83 | 0.81 | 0.02 |
| | 東 海 北 陸 | 0.84 | 0.74 | 0.10 |
| | 近 畿 | 1.05 | 0.95 | 0.10 |
| | 中 国 | 1.59 | 1.38 | 0.21 |
| | 四 国 | 1.95 | 1.85 | 0.10 |
| | 九 州 | 1.40 | 1.57 | ▲0.17 |

- i. 販売先からの返品は、年間総販売額に対して、全国平均で 1.08% の返品率となっており、前回（昭和63年11月）調査の2.10%に対する1.02%減とほぼ半減（▲48.6%）している。地域別平均で見れば、最高は1.95%（四国）、最低は0.83%（関東甲信越）であり、その差は1.12%と1.35倍もの開きがある。
- ii. 一方、仕入先に対する返品率の全国平均は、1.00%となっており、前回調査の1.80%に対し、0.80%減と販売先からの返品率と同様に、ほぼ半減（▲44.4%）している。地域別平均で見れば、最高は1.85%（四国）、最低は0.66%（北海道）であり、差は1.19%と1.80倍もの開きがある。
- iii. 販売先からの返品率と仕入先への返品率の差引では、全国平均で0.08%販売先からの返品率が多く、前回調査の0.30%に対する0.22%減と大幅圧縮（73.3%）が図られている。

しかしながら地域間の開きは大きく、最高は0.29%（東北）、最低は0.02%（関東甲信越）となっている。

なお、九州地区だけが、仕入先への返品が0.17%販売先からの返品より多くなっている。

情報システム化委員会

平成 6 年度における情報システム化委員会の活動は、前年に引き続いての酒類食品業界が一本化しての情報システムを新構築するための、国税庁からの委託事業が主軸となる。

以下に、その経緯概要を追ってみることとする。

この調査活動を進めるに際し、情報システム化委員会は、平成 6 年度に入ってから、5月12日、7月5日、9月6日、11月25日、12月13日（ネットワーク検討会と合同）。続いて平成 7 年 2 月 10 日、3月30日と合計 7 回開催している。

国税庁委託事業：

<情報ネットワークのための商品マスターモデル等の調査研究>

前年度の国税庁の委託事業「酒類食品業界の情報化に関する調査研究<商品コード情報の一元的管理体制の構築について>」に続き、日食協情報システム化委員会では、平成 6 年度委託事業として「情報ネットワークのための商品マスターモデル等の調査研究」を受諾し、重点的活動として、東京都卸売酒販組合との連携のもとに、2 年度目の調査研究に取り組んだ。

6 年度におけるメンバーは下記の通りである。

<委 員>

| | | | |
|-------|-----|-----|-------------------|
| 松本 健一 | (株) | 廣 屋 | 代表取締役会長 |
| 中村 隆一 | 国 分 | (株) | システムセンター兼事務センター所長 |
| 向井 健治 | (株) | 廣 屋 | 取締役情報システムセンター所長 |
| 尾田 浩章 | (株) | 三 源 | 代表取締役社長 |

<学識経験者>

| | | |
|-------|---------------|-------------|
| 黒田 進 | 野村システムサービス(株) | 流通システム三部・部長 |
| 阿部 典子 | (株)東京マック・テン | 代表取締役社長 |

<実務委員>

| | | |
|-------|------------|----------------|
| 池田 昌弘 | アサヒビール(株) | システム企画部 副部長 |
| 岩城 孝則 | キリンビール(株) | システム開発部開発担当 参事 |
| 滝川 治行 | サントリー(株) | 情報化推進部 課長代理 |
| 品田 裕司 | サッポロビール(株) | 情報システム部 課長 |
| 野村 宗生 | 西宮酒造(株) | 物流部 部長 |

| | | |
|-------|-------------|---------------|
| 大下 幸雄 | 月 桂 冠 (株) | システム企画課 課長 |
| 古賀 剛 | 宝 酒 造 (株) | 情報システム部 部長代理 |
| 斎藤 等 | (株) 小 綱 | 情報システム部 企画課長 |
| 篠 憲一 | 国 分 (株) | システム推進担当 課長 |
| 八十島幹夫 | 西 野 商 事 (株) | システム部 課長補 |
| 井口 岩雄 | 日本酒類販売(株) | 情報システム部 課長 |
| 田中 雅城 | (株) 廣 屋 | 情報システムセンター 次長 |
| 小林宏太郎 | 松 下 鈴 木 (株) | 情報システム部 係長 |
| 小川 政明 | (株) 明 治 屋 | 本社 情報システム本部課長 |
| 宍戸 良造 | (株) 菱 食 | システム統括部 部長代理 |

<事務局>

| | |
|-------|---------------------------|
| 北田 久雄 | 社団法人 日本加工食品卸協会 専務理事 |
| 犬飼 威彦 | 野村システムサービス(株) 流通システム三部・課長 |

[平成 6 年度の調査内容]

| 調査項目 | 調査内容 | 作業方法 |
|--|---|--|
| 1. 酒類業界及び食品業界が共用可能な情報ネットワーク構築に当たっての問題点 | 現在、酒類業界及び食品業界で利用されている情報ネットワーク・システムを共有化するとした場合の問題点を整理する。 | 既存の資料及び関係企業等からのヒアリング結果等の整理分析を行う。 |
| 2. 酒類業界及び食品業界が共用可能な情報ネットワークのモデルの策定 | 既存のシステムをできるだけ継承した形で、酒類業界と食品業界が共有できる ① 商品コードマスターの作成のための具体的なモデル及び ② 伝送手順のモデルを作成する。 | 上記の調査結果等を踏まえ、酒類業界と食品業界が共有可能な情報ネットワークのモデルを作成する。 |
| 3. 情報ネットワークシステムの導入手順 | 新規に構築される情報ネットワーク・システムを円滑に導入するための手順を検討する。 | 上記 2 で策定したモデルの導入手順を検討する |

以上のような調査内容のもとに、次のような諸作業に取り組む。

[既存システムの現状と共有化の問題]

- ・各システムの構築母体 ・システムの連携 ・データベースの管理方法 ・商品コードの管理方法。

[共有情報ネットワークへの期待]

- ・安価で高度なサービスの提供 ・ビジネスプロトコルのインフラ整備。

[共有情報ネットワーク構築の具体的要件]

- ・商品コードの標準化、ルール化 ・普及促進活動 ・既存専門機関の連携活用
- ・監督官庁による助成、優遇措置

[商品コードマスター作成の具体的モデル]

- ・既存システムの継承 ・商品コードマスターのデータベースフォーマット
- ・登録用フォーマット ・利用者の情報受領フォーマット

[伝送手順モデル]

- ・情報の授受方法 ・伝送手順 ・回線 ・運用日時

[情報ネットワークシステムの導入手順]

- ・商品コードセンターの設立 ・初期接続メーカー、卸店、小売店の選出等々。

◇ネットワーク検討会の活動状況：

情報システム化委員会の中に置かれるネットワーク検討会（メーカー15社、卸9社）は、平成6年4月27日開催の第81回目の検討会を皮切りに、5月25日、6月21日、9月27日、11月22日に、また平成7年年明けの1月26日（第86回）に続き2月28日、3月29日と月例開催してきた。主な検討内容としては、情報システム化委員会、国税庁委託事業、関東・関西両F研等の活動状況報告を初め、ITF印刷の対応状況、同付番ルール、その他SCMラベルに関する受託業務等々につき意見交換し、問題点等を検討した。

また、「情報システム研修会」の開催については、平成7年度に東京地域を開催予定地として企画立案の検討に入った。

物流委員会関連活動

◇平成6年7月15日午後1時から、日食協会議室において物流委員会を開催し、①正副委員長の互選に関する件 ②平成6年度の委員会活動に関する件 ③平成6年度のスケジュール化に関する件 ④その他につき協議した。

正副委員長の互選については、協議の結果委員会長には標昌彦氏、副委員長には井岸松根氏が互選された。

*物流コストの実態調査：

平成6年度の委員会活動及びスケジュール化に関しては、この年度調査で4回目を迎える物流コストの実態調査を、前年同様の要領に基づき実施することになった。

この年度は「新取引制度」の重要課題を抱えており、物流コストの算出に際しては、数値において的確な目標を建てるべきであり、これまで継続してきた首都圏を対象とした算出によるだけでなく、地域において手軽に算出できる簡易型フォーマット（日食協では既に計算書に基づく簡易型のフォーマットを案として作成済み）の普及を併せ図り、コストの実態を訴えて行くことにしたいとされた。

*過積載問題への対応：

新たな問題として、トラックの積載量に対する厳しい規制が行われている中にあって、実際に、過積載の規制の実態がどのような状況にあるのか、違反事例の現況、現場の実態、システム部門との関連等々について情報を集め、対応することになった。いずれにしても、これによるコストのアップは否めないとの共通した認識であった。

*ITF物流シンボルコード：

物流委員会では、先にITF物流シンボルコードの実態調査を行ったが、その結果は、これを導入したいと希望する企業が多く、物流委員会として統一見解を図る方向で検討を進めることになった。

*パレチゼーションへの対応：

T-11型による一貫パレチゼーションが食品業界間で研究されている中、日食協としては酒類業界における動向も見届け乍ら、問題対応していくことが確認された。

◇平成6年9月27日及び11月8日それぞれ委員会を開催し、7月度開催の委員会で協議されたスケジュールに沿い、重点的に活動を展開した。

[物流コスト実態調査報告書]

物流委員会・同ワーキンググループでは、平成5年度（平成5年4月～平成6年3月）における首都圏の量販店及びCVSの業態を対象とした一般加工食品に係る物流コストの実態調査を行った。

今回の調査は、年間ベースでの4回目の調査となるが、これにより各業態別の物流コストの実

態が、時系列的に比較することができる段階になった。一方、この調査対象となった加工食品卸売業の93年度（平成5年度）の売上高は、長期化する景気低迷によって、前年対比0.9%の微増にとどまり、伸び率が一段と鈍化し、経常利益においては▲2.5%と連続の減となり、卸の経営をとりまく環境は一層厳しい状況になってきた。

消費者の価値観の変化や小売業界間の低価格競争の中、メーカーは流通の仕組みや、価格を巡り、新たなシステム作りの模索が始まり、卸売業の安定感がますますなくなりつつある。

また、流通に介在する卸売業としては、物流コストと利益の管理の仕組みをしっかり持った質的転換が迫られ、卸売業自体による「物流コストの算出基準」と「物流業務内容の把握」の精度アップがますます重要度を増している。

<実態報告>

1) 調査対象業態 :

量販店とC V S の店出物流コスト

2) 調査概要 :

①調査対象商品 一般加工食品（酒類・冷食は除く）

②調査期間 平成5年4月～6年3月の1年間

③調査地域 首都圏

④配送センター背景 量販店：業態専用倉庫及び一部汎用倉庫

C V S : 業態専用倉庫

⑤その他 センターフィーは含まず

1 函当たりの物流コスト

<単位：円・%>

| 対象業態 | 量 販 店 | | | | C V S | | | |
|---------|--------|------|---------|---------|---------|------|---------|------|
| | 期 間 | | 5/4～6/3 | 4/4～5/3 | 5/4～6/3 | | 4/4～5/3 | |
| 店出函売上単価 | 3,233 | | 3,366 | | 2,172 | | 2,285 | |
| 配 送 費 | 105.47 | 43.9 | 112.26 | 46.5 | 114.14 | 54.8 | 104.32 | 51.3 |
| 保 管 費 | 42.03 | 17.5 | 41.75 | 17.3 | 26.22 | 12.6 | 21.24 | 10.4 |
| 荷 役 費 | 76.70 | 32.0 | 72.64 | 30.1 | 57.80 | 27.8 | 66.34 | 32.6 |
| 情 報 費 | 15.85 | 6.6 | 14.82 | 6.1 | 9.96 | 4.8 | 11.39 | 5.7 |
| 合 計 | 240.05 | 100 | 241.47 | 100 | 208.12 | 100 | 203.29 | 100 |
| 売上単価対比 | 7.42 % | | 7.17 % | | 9.58 % | | 8.90 % | |

[標準物流シンボル（ＩＴＦコード）で要望]

平成6年12月9日付け、理発第046号をもって、メーカー賛助会員に宛て、標準物流シンボル（ＩＴＦコード）印刷へ協力について下記を要望した。

標準物流シンボル（ＩＴＦコード）印刷にご協力のお願い

皆様ご高承の通り、現在の厳しい経済環境下にあって、今日ほどローコストオペレーションの必要性が唱えられ、また、それを達成する重要なキーとして、ロジスティックスを視点に置いた、物流の効率化が求められている時代はかつてなかったと申しても、決して過言ではありません。

それと同時に、物流業務効率化のための、新しいツールも種々開発されておりますが、このたび、弊日食協におきましては、本件に関し各関係委員会連繋のもとに、協議を重ねました結果、標準物流シンボル（ＩＴＦコード）の導入を、下記の要領により、広く各メーカー様にお願い申し上げる運びとなりました。

この標準物流シンボル（ＩＴＦコード）の印刷導入につきましては、各メーカー様個々の考え方をおありであろうかと存じますが、諸事情ご勘案賜り、是非ともご対応下さいますようお願い申し上げる次第でございます。

ＩＴＦコードの導入・印刷に当たってのお願い事項

記

1、表示する荷姿と、採用する物流商品コード体系・表示シンボル

(1) 表示する荷姿

メーカー出荷単位である輸送包装（いわゆる外函）とする。

(2) 採用する物流商品コード体系・表示シンボル

I T F 拡張16桁とする。

2、当協会におけるI T F表示の基本ルール

他業界との整合性から、基本的にはJ I S規格（JISX0502）に準拠する。

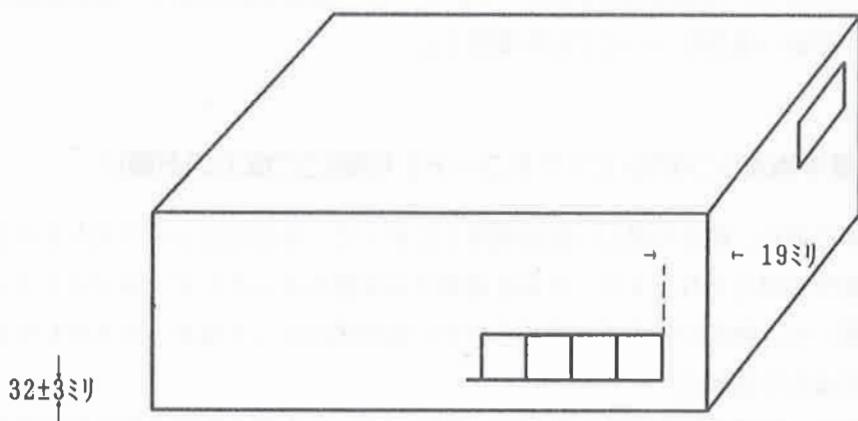
(1) 印刷面及び表示の大きさは、原則として次の通りとする。

- 長側面 2面右下、倍率0.60とする。（J I S規格通り）
- 短側面 2面右上、倍率0.35とする。

（位置……J I S規格外、大きさ……J I S推奨範囲外）

※ 印刷面は長側面2面、短側面2面の4面となる。

(2) 印刷面位置は次図の通り。



3、その他

- (1)コード管理は、当分メーカー様毎に管理し、流通業（含む小売業）に通知する。
- (2)印刷の色は、スキャナ読み取り上、黒色が望ましいが、紺、濃青、濃茶、あずき色、濃緑でも可とする。
- (3)中函への印刷、バンド掛けや、荷合せ商品、特殊包装については、技術的な問題等課題もあるところから、次の段階で検討する。

以上

◇平成7年1月24日午後3時から、日食協会議室で年明け初の委員会を開催し、①ITFコードの要望後の経過報告等に関する件 ②委員会のこれから活動スケジュール化に関する件について協議した。

また、3月23日開催の委員会では、前回に引き続き ①ITFコードの対応状況及び実態調査等に関する件 ②パレチゼーションに係るテーマの絞り込み等に関する件等につき協議した。

<ITFコードの主な問合せ事項>

ITFコードの問い合わせ及び対応状況等については、下記の如くである。

・紙業界：メーカーの得意先から協力要望があったが、ITFコード0.35倍についての印刷精度読み取り障害等を具体的に考えて貰えているのかどうか。

また、(社)日本即席食品工業協会では、即席麺メーカーにITF16 0.625倍というガイドラ

インを出しており、この点はどう対応すれば良いか。

- ・0.60は厳守しなければならないのか。「以上」の範囲では認められないのか。(同様の問い合わせ 9件)
- ・4月1日から施行の「賞味期限」表示で包装のデザイン変えをするに際し、ITFの印刷も併せ検討したいとの連絡。(4社)
- ・既に採用を決めたとするメーカー(3社)
- ・検討中というメーカー7社。

食品取引改善委員会

◇平成6年7月15日午前11時から、日食協会議室において、食品取引改善委員会が開催され ①正副委員長の互選に関する件 ②平成6年度の委員会活動に関する件 ③平成6年度のスケジュール化に関する件 ④その他につき協議した。

正副委員長の互選については、他の委員会同様に原則留任することが承認され、委員長には木下 誠氏、副委員長には加藤 稔氏がそれぞれ互選された。

平成6年度の委員会活動及びスケジュール化に関しては、大竹座長より「新価格体系構築検討協議会」及び食品取引改善委員会実務担当者会(平成6年3月15日・7月5日開催)の座長の立場で、これまで食品取引改善委員会が、メーカーに呼び掛けしてきた所謂「定率に加えて定額の導入」に係る経過と、この年の4月から味の素(株)が実施した業務用の新取引制度の現況につき、概要の説明があった後、重要課題となっているこの「新取引制度」問題に関し、委員会として今後どのような対応をして行くべきか、また、委員会活動の方向づけ等を重点に協議を行った。

<委員の主な発言概要>

- ・これまでメーカーに定率に加えて定額の導入をお呼び掛けしてきたが、これが新取引制度の中でどのような形に変わってくるのか、この辺の問題を明確にして置く必要があるのではないか。
- ・個人的考え方であるが、「定率プラス定額」は、白紙に返えさざるを得ないのではないかと思う。今、説明があった如く、リベートがなくなる訳で、仕切り価格が一本になるということになれば、ここでいくら定率プラス定額といっても話は通らないだろう。マークアップをして頂きたいと言うのがこのたびの新取引制度であるから、10%取るのか12%取るのかは、極端な表現であるが、自ずと卸の腕となってくる。
- ・特約制度は、建値があって初めて特約制度があるとも言える。特約店価格、特約店リベートが

あって特約店のメリットがあると思う。

ところが、仕切り価格一本となる。即座にそうなるのかどうかは判らないが、言わんとしているところはそう言うところだろうと見られる。

- ・特約権は、これから機能権に変わる時代になる。右肩上りの時代には、メーカーにとって特約店制度は非常に機能してきたが、右肩下がりの状況になってくると、この特約制度がかかってのような訳に行かなくなってきた。
- ・この新しい取引制度は、まさに時代の流れであることは否定できない。ここで重要なことは卸の周辺インフラの整備が必要である。
- ・そのことについて事務局では、手始めとして賛助会員世話人会の皆さんと一緒に、アメリカのロビンソンパットマン法に造詣の深い講師を招いて、勉強会を開催する段取りを進めている。
- ・日本でも、そのロビンソンパットマン法のような形のものが、法制定できるならば、それに伴い流通業界は、機能と機能の競争になってくる。従って、声の大きいところにメーカーが協力するというようなこともなくなってくる。
- ・アメリカはこうしたことを経験してきた国であり、大いにこれからは、こうした法制定も必要であろうし、行政的なことも必要であろう。そういう意味で勉強することは結構なことだと思う。
- ・商品委員会と大変関連する点があるが、この食品取引改善委員会としては、新取引制度に絞り込んで、まずは環境整備のための勉強会から入る。そうすることによって次のステップが見えてくる。
- ・定率に加えて定額の導入は、建値制度を前提としたメーカーに対しての卸の要請でありこれは、一応ここで区切りとし、商品委員会としてそう言う問題があるとすれば、商品委員会として従来通り取り組んで頂ければ良いと思う。
- ・協会としてとなると難しいかも知れないが、流通関係のコンサルタントとか、チェーン店の実務の担当者等が、どのようなご意見を持っているかを聞くことも良いのではないか。
- ・オープンプライスで一番問題となるのは、われわれとしてはリベートの問題があるが、メーカーとしては、メーカーが持っている販売促進費は実際、店頭で相当使われている訳で、それが卸を通して出る場合と、素通りで直の場合とがある。で、メーカーがある商品を売り出して、市場競争の中で売れなかった時にどうするか。あるいは競合商品で売れなかつたものについてどうなのか。オープンプライスだからと言って、後は知らないよということにはならないと思う。メーカーがその先に何かのアクションを起す時に、折角オープンプライスという一つの価格が仮にできたとしても、今、末端の価格が低価格志向の状況で、そちらがまだ揺れに揺れている時であり、出口も入口も共に不安定な状況の中で、自らどうするのかということまで考えると、これはまだ時間が掛かると思う。今の段階は、様子を見ながらの勉強会であろう。

- ・新取引制度が実施されるとして、一番気になる点は、卸がオンチャージできるかと言うことである。確かに機能があればオンチャージできるだろうけれども、買う側からすると、バイイングパワーの強い世界で、もとの木阿弥にならないよう努力すべきだ。定率・定額以前の我々が経験した時代の価格競争と、このたび現実に起っているオンチャージでの価格競争の中で、どの位チャージするか。少ない方にどんどん流れて行くということにならないよう心すべきである。
- ・規制緩和は避けて通れない。そして黒字べらしのための輸入が増加し、食品を含めすべての価格が国際価格の中に落とし込まれて行くことになろう。
- ・そう言う状況の中でわれわれ卸は、メーカーと一緒にになって、ロビンソンパットマン法的なものを立法化するとか、あるいは日本の独占禁止法の中には差別対価の問題とか不当廉売に対する法もあるので、先ず、そう言う形のものを整えた上で、新取引制度に入っていくないと犠牲が伴うことになる。従って、これからは執行面における強化を訴えつつ、世論を巻き起こすべく、知識を蓄える必要がある。

以上のような話し合いがあり、食品取引改善委員会としては、まず勉強会からスタートした上で、第2段階としての周辺整備に入ることになった。

◇食品取引改善委員会では、10月12日午前11時から日食協会議室において ①食品取引改善委員会の具体的活動取組みに関する件 ②今後のスケジュール化に関する件につき協議した。協議に先立ち木下委員長より、「当委員会としての具体的活動の取り組みは、当然新取引制度のことになるが、テーマが掘みにくく、どのように的を絞るか非常に難しい問題であると思う。こうした状況のもとで、去る10月7日に実務担当者によるワーキンググループを開催したので、大竹座長から報告して頂きたい」旨挨拶があった。

大竹座長からは、6年10月4日に味の素(株)の家庭用ドライ商品に対し、新取引制度導入に関する発表がなされたことを踏まえ、メンバーによる意見の交換を行なったと述べた上で、①3段階建値制の廃止 ②販売手数料の廃止 ③特約店を「家庭用ドライ商品」にまとめる。(従来は商品別、特約店別) ④一つの得意先は全国同一設定とする(従来は支店毎の設定)等々、新取引制度の主な内容について説明がなされ、その折に出された主な意見として次のような報告があった。

<主な意見交換の内容>

- ・その他N Bメーカーも新取引制度導入後、ある程度の評価があれば追随するであろう。日食協として、この新しい制度を業界全体の問題として如何に対応すべきか。

- ・オープンプライスの定義が明確化されていない。
- ・卸として、一次店・二次店との店格で不利にならないよう努める旨の説明があった。
- ・利益計算は、確かに簡素化されることになる。
- ・今後業界として価格については、機密漏洩を防止するよう努める必要がある。また、この度の制度は、ネット価格であり、価格意識を変える必要がある。
- ・マークアップする基準が欲しい。同時にマークアップする能力が必要である。
- ・メーカーのリストラが、卸に対してもメリットが出るようにして頂きたい。

これらの意見に対してのまとめとしては、

- ①新取引制度においては、価格の漏洩防止を徹底する。
- ②問題点を「業界共通」と「個別企業」とに分けて考えるべきである。
- ③本格的導入までにはまだ時間があり、問題を更に深く研究検討して、新対応することとしたい。

概要、以上のような報告が座長より行われた。

委員会としては、これまでの「定率・定額」と、これからのは「オンチャージ方式化」について、基本的な検討を進めることを前提に、決済価格を守るために漏洩することも念頭に置きながら、如何にしてオンチャージしていくかを相手側と真面目に話し合って行くべきであるとの意見があった。

また、特約店に係るこれから存在機能と、その位置づけ。更には流通コストについて、なまづくロット問題に関する考え方、そして販促金等々、実務的側面も併せ、良き体制造りを構築するためには、個別の話し合いを進めると同時に、第三者的立場では、日食協との話合いの場が持たれるべきであるといった意見が述べられた。

委員会では、今後更にワーキンググループで疑問点、問題点等を洗い出し、先ず実務的問題整備を進めることになった。

缶詰ブランドオーナー会

[CBO全体会議]

◇平成6年7月21日午前10半から、日食協会議室において缶詰ブランドオーナー会全体会議を開催し、①正副幹事長の互選について ②平成6年度の日食協事業計画等について、③平成6年度CBOの部会活動等について ④「缶詰賞味期限の表示」に係る経過報告等を協議した。

正副幹事長の互選については、新幹事長に深澤 治氏（㈱サンヨー堂取締役社長）が就任され、また、副幹事長には、中村 誠氏（㈱菱食P B商品事業部長）が重任となった。

◇平成6年11月9日午後1時半から、日食協会議室において年度第2回目の幹事会・全体会議の合同会議を開き ①日食協本部の上期活動報告について ②「賞味期限」の具体的表示方法等について ③要望事項の取り纏めについて等を協議した。

◇平成7年3月7日午後1時半から、日食協会議室において、缶詰ブランドオーナー会(CBO)の全体会議を開催した。

この全体会議には、品質対策委員会メンバー及び(社)日本缶詰協会 三島専務理事、日本製缶協会安武専務理事もオブザーバー出席し、「賞味期限」の表示方法・ガイドラインの設定等の問題を中心に協議した。

<協議のあらまし>

はじめに、深澤 治缶詰ブランドオーナー会幹事長より、今回の全体会議開催の趣旨について挨拶があり、協議に入った。

1、賞味期限の表示に係るガイドラインの設定について：

北田専務理事より、この賞味期限表示に関しては、平成6年12月26日農林水産省、続いて27日厚生省よりそれぞれ官報告示があり、これを踏まえ業界の希望により、賞味期限の表示に係るガイドラインについて、(社)日本缶詰協会が中心となって、案の作成に取りかかった旨を説明。この経過報告に加え、(社)日本缶詰協会作成の「缶詰食品の賞味期限事例（案）」（のち「参考事例」とされる）をもとに意見交換した。

- 1) 協議のポイントは、賞味期限（月）において「並蓋」と「E.O蓋」（イージーオープン）と品目によっては期限の前倒し区分されるものがあり、その当該品目は、製缶業者側と事前協議が必要とされること
- 2) 本ガイドラインは、あくまでも参考事例であって、国産品に限られること
- 3) 平成7年4月1日からの施行を前に、缶詰協会の会員・賛助員に対し、ダイレクトメールで通知する。

この意見交換の中で、2)に関連し、輸入品の取扱いにつき缶詰協会の参考事例が煮固まった

段階で、缶詰ブランドオーナー会において、何らかのかたちで目安となる資料を取りまとめて欲しいとの提案があり、協議の結果、缶詰ブランドオーナー会の品質対策委員会等関係部署において検討することとされた。

なお、輸入品の主な品目の賞味期限の目安につき検討する場合には、日食協会員の輸入業者代表を交え問題対応することになった。

2、賞味期限の具体的表示の協議経過について：

缶詰協会側としては、西暦末尾2桁に・印と月を組み合わせる案と、これまで表示してきた製造年月日6桁を、「賞味期限」表示に置き換える案の2案を示していた。

ところが、年月表示のみでよいとされているのに「日」の表示を加えることは、品質管理コストの面からも、対消費者等への鮮度志向の観点からも、好ましくなく、従来と変わらず前進がないとの全体会議での意見があり、協議の結果、缶詰ブランドオーナー会の見解としては、官報告示の表示方法に基づき選択することになった。

3、P L表示について：

日缶協作成のP L法に係る警告表示の事例については、なお文言等を整備することにしており、日を改めて連絡をされることになったが、C B Oの品質対策委員会では、技術面での関連問題を重点に検討した。

4、クレームの実態調査：

品質対策委員会（メンバー7社）では、例年実施している缶詰の品質クレーム、異物混入の実態を調査してきているが、平成6年1月から同年12月までの1年間における実態調査を実施した。その調査結果は次の如くである。

| | 平成6年度 | 平成5年度 |
|---------|-------|-------|
| 異物混入 | 603件 | 554件 |
| 品質クレーム | 474 | 388 |
| その他クレーム | 228 | 220 |

以上をもって、平成6年度の本部の事業報告とする。

平成6年度 各支部の活動報告

社団法人 日本加工食品卸協会が、法人格を有する団体（平成5年8月5日農林水産大臣許可）となり、各支部とも法務局に登記されて以来1年10ヶ月を経過した。

全国8支部においては、平成6年6月時点を中心に支部定時総会が開催され、それぞれ地域特性を生かした活動が展開された。

その概要を以下に掲げることとする。

[北海道支部]

◇平成6年7月13日、午後1時から札幌市のホテルKKR札幌において、北海道支部定時総会を開催し、①平成5年度事業活動報告 ②平成5年度支部会計決算報告 ③平成6年度事業計画、同予算案等提出議案の審議を行い、全議案を可決。事務報告及び新会員の紹介等があって、定時総会を滞りなく終了した。

総会終了後、引き続き「支部賛助会員連絡会」を開催し、村山副支部長、山田味の素㈱札幌支店長（賛助会員世話人代表）の挨拶があった。

また、日食協本部・食品取引改善委員会の木下誠委員長を講師に迎え、主として新取引制度に関する日食協の立場と、その対応等について、約1時間にわたり講演があり、続いて北田専務理事からは、本部の各委員会における懸案課題とその検討状況について、本部の活動が報告された。

総会及び連絡会の終了後、支部会員及び世話人会共催により、懇親会が開催された。参加者数は約100名であった。

その他支部の主な活動は、下記の通りである。

<支部活動状況>

※平成6年9月8日： 函館地区ブロックの設立総会を開催した。これには、杉野支部長が出席し、日食協の活動状況の説明を行った。

※同年11月17日： 支部幹事役員と賛助会員世話人会との合同会議が開催され、業界動向の情報交換の外、新年交礼会の開催要領等について協議した。

※平成7年1月5日： 日食協北海道支部及び同賛助会員メーカー共催による新年交礼会がホテルポールスター札幌において開催され、会員及び賛助会員約380名が出席し、賀詞交換を行った。

※平成7年3月24日：日食協本部及び北海道支部共催による「日食協経営実務研修会」が開催された。

杉野支部長から挨拶と趣旨説明があり、講師として流通政策研究所専務理事野澤建次氏を迎えて『これから始まる「新取引制度」の課題と対策』をテーマに約2時間にわたり講演があり、続いて本部から出席の北田専務理事による本部各委員会の活動報告で締め括られ、有意義な研修会を終了した。

※平成7年3月24日： 支部ワーキング・グループ活動の本年度の締め括りとともに併せて、道内各地区ブロック幹事との合同会議を開催した。

支部WGの平成6年度の検討事項であった諸課題については、今後は、道内各地区ブロックとの連携を強化して、活動を進めることになった。

(この支部ワーキング・グループは8社で構成し、当支部における具体的な事項につき月例開催している。)

[東 北 支 部]

◇平成6年5月26日： 午前11時から仙台ホテルにおいて、「東北支部賛助会員連絡会」設置のための、世話人メンバー会を開催した。

世話人メンバー会への出席者は次の通り。

味の素(株)東北支店、カゴメ(株)仙台支店、サントリーフーズ(株)東北支社、日清製油(株)仙台支社、日本水産(株)仙台支社、ネスレ(株)仙台支店。

支部：澤田支部長、本橋会計幹事。本部：北田専務理事。

◇平成6年6月24日： 午前10時半から仙台ホテルにおいて、東北支部定時総会を開催し、①平成5年度事業活動報告、決算状況 ②平成6年度事業計画、同予算案等々、全案を可決した。この総会には本部より磯内運営委員長、北田専務理事が出席し、本部委員会の重点活動等につき報告がなされた。

◇平成6年6月24日：午前11時半から仙台ホテルにおいて、「東北支部第1回賛助会員連絡会」が開催された。

初めに澤田支部長より、東北支部第1回賛助会員連絡会が置かれることとなった経緯等について挨拶があり、続いて磯内運営委員長より、約1時間にわたる記念講演があった。

この講演会で磯内運営委員長は、平成5年度農林水産省補助事業の調査結果をもとに、「新取引制度」に関して、卸はどのような考え方を持っているかについて述べた後、規制緩和が流通業界にもたらすもの、内外価格差問題、機能競争時代の到来、インフラ整備の必要性、そして、21世紀を迎えるに当たり、これから卸売業が目指すべき方向等々について講演された。

◇東北農政局の主催による製造物責任法（PL法）に関する説明会が平成6年12月2日午後1時半から仙台合同庁舎において開催され、支部としてこれに出席した。

[関 東 支 部]

◇幹事会・定時総会の開催：

平成6年6月10日、鉄道会館ルビーホールにおいて、午前11時から幹事会、午後1時半から定時総会を開催し、①平成5年度事業活動報告、決算報告 ②平成6年度事業計画、同予算案等、諸提出議案を審議し、全案を可決した。

これにより、平成6年度における関東支部の諸活動がスタートすることになった。

※ ※ ※ ※ ※

平成6年度における流通業務委員会は、年度内10回、合同委員会1回の合計11回にわたり開催し、下記のような諸活動を展開した。

◇酒類食品の物流コスト調査：

流通業務委員会では、平成5年度の酒類・食品を対象とした物流コストの実態調査を行ない、下記の通り取りまとめた。

その物流コストの項目別、前年度比較内訳は次の通りである。

<1函当たりの物流コスト>

(単位:円)

| 年 度 項 目 | 平成4年度 | | 平成5年度 | | 前年度との比較 | |
|------------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | % |
| 配 送 費 | 131.19 | 48.7 | 131.74 | 48.7 | 0.55 | 100.4 |
| 保 管 費 | 54.63 | 20.2 | 55.90 | 20.7 | 1.27 | 102.3 |
| 荷 役 費 | 53.89 | 20.0 | 54.81 | 20.3 | 0.92 | 101.7 |
| 情報処理費 | 29.86 | 11.1 | 28.01 | 10.4 | ▲1.85 | 93.8 |
| 合 計 | 269.57 | 100.0 | 270.46 | 100.0 | 0.89 | 100.3 |

◇返品の実態調査 :

流通業務委員会では、平成6年6月～8月にかけての3カ月間にわたり、首都圏における百貨店・スーパーの返品実態調査を行い、次の通り取りまとめた。

<チャネル別の返品比較>

(3カ月間の売上高比率)

| チャネル 区 分 | 百 貨 店 | | ス ー パ ー | |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 平成5年 (6月～8月) | 平成6年 (6月～8月) | 平成5年 (6月～8月) | 平成6年 (6月～8月) |
| プロパー | 0. 42 | 0. 12 | 0. 22 | 0. 20 |
| 特 売 商 品 | 0. 89 | 0. 14 | 0. 15 | 0. 52 |
| P B 商 品 | 0. 31 | 0. 01 | 0. 001 | 0. 01 |
| ギフト商 品 | 2. 71 | 1. 58 | 0. 30 | 0. 29 |

◇在庫回転日数短縮の方策に取り組む :

関東支部・流通業務委員会では、都内各委員企業の協力のもとに、平成3年に引き続き、平成5年の年間在庫回転日数の調査を行い、下記の合計数値（加重平均）を得た。

<平均在庫回転日数>

| | 平成3年 | 平成5年 | 短縮日数 |
|-----|--------|--------|-------|
| 食 品 | 12.83日 | 10.39日 | 2.44日 |
| 酒 類 | 11.22日 | 9.04日 | 2.18日 |
| 合 計 | 12.18日 | 9.75日 | 2.43日 |

上表のように、在庫回転日数は、食品・酒類・合計ともに2年前を大幅に短縮するところとなった。

勿論、不況の長期化による倉出し売上げの低迷という背景があったとしても、要因としては、次のことが考えられる。

- ① リストラの対象至近距離にある在庫の圧縮
- ② 回転不良商品のカット
- ③ 日付け管理の徹底
- ④ 物流作業オペレーションの全面的見直し
- ⑤ 人時生産性の向上
- ⑥ 省力化機器の導入
- ⑦ 受発注業務の合理化
- ⑧ コンピュータ精度の向上

◇ 商品研修会を実施 :

*平成6年4月12日

- ・株式会社中埜酢店関東物流センター：(栃木市大塚町2434)
最新鋭設備の物流センターを研修。
- ・タカ食品工業株式会社：(栃木市大塚町1720)
ジャムの製造工程を研修。

*平成6年11月15日

- ・ハウス食品株式会社関東工場：(群馬県佐野市栄町4番地)
即席カレー等の製造工程を研修。
- ・サントリー株式会社利根川ビール工場：(群馬県邑楽郡千代田町)
ビールの全製造工程を研修。

◇実務研修会を共催：

食流機構の委託事業「人材育成確保推進事業」の一環として、経営実務研修会が平成7年3月22日午後1時半から、東京証券会館9階において開催され、関東支部はこれを共催した。主な研修テーマは次の通り。

1、『これから始まる「新取引制度」の課題と対策』

講師： 磯内 善介氏 国分株式会社 専務取締役
(日食協・運営委員長)

2、『最適流通システム開発普及調査の中間報告』

講師： 岩崎 英司氏 流通政策研究所 主任研究員

3、『日食協の最近における重点活動』

担当： 北田 久雄 日食協・専務理事

◇県ブロックとの提携活動：

- ・静岡食品卸同業会（会長山本茂次氏：静岡県ブロック長）では、平成6年4月5日午後2時半から、静岡市紺屋町の静岡グランドホテル中島において、同会の定時総会を開催のあと、「流通革新時代を迎えての日食協活動」と題し、1時間にわたり北田常任幹事（本部・専務理事）より活動報告がなされた。終了後、会員、賛助会員70名が参席のもとに懇親会が催された。
- ・神奈川県食品卸同業会（会長 笠原 尚氏）では、平成6年6月7日午後4時から、ホテルリッチ横浜において定時総会を開催。これに引き続いて約1時間にわたり北田常任幹事より日食協本部活動及び関東支部活動状況報告を行った。終了後会員・賛助会員140名が参席のもとに、懇親パーティーが催された。
- ・栃木県加工食品卸協会（会長箕輪勝朗氏：栃木県ブロック長）では、平成6年7月12日宇都宮市のホテルアピアにおいて定時総会を開催し、引き続いて日食協本部及び関東支部の活動報告会を催した。同報告会には北田常任幹事が出席、約1時間にわたり主な活動状況につき報告した。
- ・埼玉県食品卸業協会（会長大久保政一氏：埼玉県ブロック長）では平成6年7月15日、大宮サンパレスにおいて定時総会、記念講演会＜「これから流通の課題と展望」：講師 埼玉県商工部次長小川登美夫氏＞及び懇親会を開催した。
- ・長野県食品問屋連盟（会長小池守氏：長野県ブロック長）では、平成7年3月23日浅間温泉地本屋において、定時総会及び懇親会を開催した。

----- <共同配送委員会> -----

共同配送委員会の平成 6 年度における開催状況は、下記の通りである。

- ・平成 6 年10月 5 日
- ・ “ 12月16日
- ・平成 7 年 3 月14日
- ・平成 6 年11月14日
- ・平成 7 年 2 月 7 日

以上 5 回にわたり開催し、①共同配送の食品実績報告及び効率化、合理化対策 ②共同配送に係る検討事項の洗出し、今後に望まれる方向と問題点等への対応について、重点的に協議し、共同配送業務の充実化に努めた。

なお、これらの活動を通じ、配送料金の前向きの見直しがなされ、平成 7 年 1 月から、平均一箱当たり 50 円の低減が図られた。

以上が、平成 6 年度の関東支部における主な活動の概況である。

[東海北陸支部]

<東海ブロック>

◇平成 6 年 6 月 22 日正午から、名古屋観光ホテルにおいて東海ブロック総会を開催し、①平成 5 年度事業活動報告及び決算状況 ②平成 6 年度事業計画、同予算案等々、諸提出議案を審議し、全議案を可決した。

なお、本部からは加藤 稔商品委員長が出席され、本部委員会活動を中心に、情報交換を行った。

<北陸ブロック>

◇平成 6 年 7 月 4 日午前 11 時から、ホリディ・イン金沢において幹事会を開いた後、定時総会を開催した。

①平成 5 年度事業報告及び収支決算報告 ②平成 6 年度事業計画、同予算案 ③役員改選等につき審議した。

なお、役員の改選については、(株)明治屋富山支店の代表者が、吉田昭雄氏に変更となった以外は、全員留任となった。

本部活動報告については、初めに情報システム化委員会の松本健一委員長より、国税庁の委託事業としての酒類と食品業界の共同研究により、商品コードの管理システムを構築するための調査の実施。コードセンターの設置のための検討、さらには卸メーカー企業間の基準書の普及活動等について報告。続いて北田専務理事より、新取引制度に係る日食協としての取組みの現況、賞味期限表示問題等、主な関連活動につき報告がなされた。

[近畿支部]

◇平成6年6月3日、定時総会の開催に先立ち、支部において幹事会を開き事前協議した。

◇平成6年6月16日午後1時から、大阪キャッスルホテルにおいて、近畿支部の定時総会を開催し、①平成5年度事業報告 ②収支決算報告 ③平成6年度事業計画案及び平成6年度収支予算案等提出諸議案を審議し、原案通り承認を得た後、本部の5委員会の主な活動と法人化後の主な活動の進捗状況等につき、専務理事より報告があった。

◇支部の関連活動：

- ・平成7年3月27日午後2時から、松下鈴木(㈱)本社において幹事会を開催。(当初は、年明け早々の1月24日に開催する予定であったが、阪神大震災の影響により延期開催となったもの)先ず、昨年度の日食協の活動状況報告と、本部定時総会が来る5月25日に東京の鉄道会館ルビーホールにおいて開催される旨を報告。

次いで、今回の阪神大震災に対して、農林水産省から「食品製造・流通業者に対する現地説明会」の開催案内が、日食協事務局経由であり、2月23日近畿支部より代表者1名が同説明会に出席。その復興支援対策に関する説明会での概要を報告した。

また、食品の賞味期限表示問題及び平成6年10月18日に開催された第16回食品卸団体連絡協議会における「新取引制度」に関するこれからの対応等につき懇談した。

◇平成6年10月21日の大阪農協ビルにおける社団法人日本パインアップル缶詰協会主催のパインアップル缶詰開缶研究会に協賛参加した。

◇平成6年10月25日午後5時から、大阪全日空ホテル・シェラント4階末広の間において第4回関西生販懇談会が開催された。これには本部より北田専務理事が出席し、日食協の重点活動につき報告。質疑応答等が行われた。(出席者：メーカー側8社、卸側8社。)

◇支部会員数：

平成7年3月31日現在の会員数は、下記の通り。

地区会員45社。事業所会員17事業所。合計：62。

[四 国 支 部]

◇平成6年6月22日正午から、香川県厚生年金会館において、幹事会に続き支部定時総会を開催した。

開催に先立って、竹内三賀男支部長より、概要次のような挨拶があった。

『 ご案内の通り、政治・経済面に大きな変革がもたらされ、こうした内外の不安定な状況が続く中、昨日からは円高が急速に進み100円の大台を割るというような状況が生まれてきたということで、海外の貿易環境も大変厳しい局面に立たされている状況となってきている。

また、最近は自由化の波が押し寄せ、それぞれ人・物・金の自由化も進み、非常にボーダレスの時代を迎えたとの感覚を強く持っている。

先日もあるメーカーの工場を訪れたが、原料は全部海外輸入品であり、使っている人も外人の方が大勢働いていた。

先般、私は日中友好都市の役員をしている関係で、中国の大型開発地域を見て回ったが、多くの物が日本に向け輸出されていたし、一方徳島のアイリスは、上海に進出するといったように、日本企業の空洞化が進んでいる。経済的にも、厳しい局面に立たされているという状況ではないかと思う。

また、ご案内のように価格問題が大きな話題になってきており、最近はE C R等々への課題も提起され、流通業界も新しい手法を取り入れられてきて、価格問題への今後の対応が大きな一つの課題になっている。

四国も大型ディスカウントストアが沢山できるということになり、こうした中で、昨年から日食協は社団法人に衣替えして、卸・メーカーは共に新しい流通体制を模索し、タイアップしながら、これまで、それなりに社会的使命を果たしてきたと思っている。

最近、21世紀に対するキーワードは、「かきくけこ」だという話を聞いたが、「か」は環境問題、「き」は規制緩和、「く」は食い物・食料問題、「け」は健康問題、「こ」は高齢化問題である

とのことである。

特にわれわれは食料について、ひところは米騒動が起ったし、逆に今は輸入米が売れなくて困っている状況である。食糧問題と同時に、高齢化、健康問題も大きな課題となっており、土佐の高地の方面に行くと、はじめに若いものがいなくなり、次に子供がいなくなって、小学校がなくなり、老人もいなくなったという話もある。山の中には、猪と熊と猿が増えたという冗談ばなしもある。このように社会の環境は著しく変わってきた。

従って、この辺りでいろいろの形において、発想の転換をしていかなければならないと思う。それがためには業界が一致団結しながら、新しい時代を切り開いていくことが大事ではないかと思う。』旨挨拶された。

本部からは標昌彦物流委員長が出席され、新取引制度の現況と物流関連の日食協活動等につき講演があり、続いて北田専務理事からは、賞味期限表示問題、農林水産省関連の委託補助事業等を中心に報告があった。

本部活動報告に続き、支部定時総会を開き、①平成5年度事業報告 ②同決算報告 ③平成6年度事業計画 ④同予算案等々、諸提出議案を審議し、全議案を可決した。

なお、定時総会終了後、公認会計士・西條文雄氏の「成功と幸福のプラスイメージ法」と題し、1時間にわたる記念講演会が催され、続いてメーカーを交えての懇親会が和やかに開かれた。

[中 国 支 部]

◇平成6年6月17日午前11時から、広島ステーションホテル5階蘭の間において、中国支部幹事会及び定時総会を開催し、①平成5年度事業報告 ②同決算報告 ③平成6年度事業計画案 ④同収支予算案 ⑤任期満了に伴う役員改選の件等を審議し、原案通り全議案を承認した。

なお、本部活動の現況について、北田専務理事から下記のような報告がなされた。

①社団法人化後の現況 ②委託事業の調査結果報告 ③各支部の賛助会員連絡会の活動状況
④物流コストの実態調査 ⑤国税庁委託事業の「商品コード管理システム」の構築に係る調査内容 ⑥「賞味期限」表示及びP L法問題等につき説明、報告がなされた。

また、食品取引改善委員会の座長大竹一太郎氏から、同委員会の活動の経緯につき説明があり、

特に新取引制度に関するメーカーの対応方向、日食協の取組みの現状等につき報告があり、質疑応答がなされた。

◇平成6年6月17日午後2時から、広島ステーションホテル5階蘭の間において、定時総会に続き、メーカー出席のもとに、第2回賛助会員連絡会が開催された。

はじめに原幹彦支部長の挨拶があった後、大竹座長より新取引制度の動向と日食協の対応について報告がなされ、続いて北田専務理事より賞味期限表示に係る現況、委託事業の調査結果につき報告がなされた。

なお、日清食品㈱殿が新たにメンバー参加となった。

◇中国支部における物流コストの算出については、平成4年度から、本部と連携しつつ、代表3社からの資料提供をもとに、集計継続してきたが、更に内容を整え、物流合理化のための参考の資とすることとしている。

[九州沖縄支部]

◇平成6年6月15日午前10時半から、博多全日空ホテル3階において、第30回幹事会を開き、続いて午後1時から第17回九州沖縄支部定時総会を開催した。

開催に先立ち本村支部長より、平素の日食協活動への積極的協力に対する謝辞の後、平成5年7月6日に日食協が社団法人として、新たな出発をしたこと、更にメーカーとの一層の連帯と協調を強化するため、賛助会員連絡会が支部組織の一部として発足したこと。併せて九州沖縄支部は、会員と地域同業会の協力により、一先ずの成果が上がっている旨の挨拶があった。

総会提出議案の、①平成5年度事業報告書及び収支決算書承認の件 ②平成6年度事業計画案及び同予算案承認の件を原案通り可決、③役員改選：本件に関しては幹事会協議の結果を議長案として提案し、全員異議なく承認した。

その他、取引慣行のは正及び日食協活動の地域推進と相互連携等については、下記の各地域同業会の代表により、活動の現況報告がなされた。

福岡地区（協）、熊本親熊会、鹿児島食品廿日会、宮崎はまゆう会、大分共栄会、佐世保親葉会、長崎長友会。

なお、沖縄より出席の（株）湧川商会湧川会長から、沖縄における地域特性について、特に商品の回転状況、在庫の実態、台風被害、建材・鉄材の塩害問題等々、本島との環境の相違につき種々紹介があった。

※商品展示会の自粛：

支部長より、事業報告書記載の通り、賛助会員連絡会、支部連絡協議会の意見等も踏まえ、今年度も従来通り、展示会開催の自粛を継続したい旨提案があり、全会一致でこれを承認した。この総会には、本部から磯野計一副会長、北田専務理事が出席し、磯野副会長からは、日食協の法人化の経緯と、その後の活動及び関東支部の返品実態調査、物流コスト算出、商品研修会等につき講演があり、引き続き専務理事からは、本部が現在取り組んでいる諸課題、特に賞味期限表示、新取引制度等について報告があった。

◇ギフト返品改善検討協議会：

平成6年9月14日、福岡市八仙閣において日食協福岡地区（協）当役及び賛助会員ギフト取扱いメーカー13社担当による、ギフト返品の現況及び改善課題について、相互の意見を交換、協議の結果、返品の軽減に向け努力推進することを確認した。

◇平成6年12月6日午前10時半から、福岡市博多区全日空ホテルにおいて、支部連絡協議会、午後1時から賛助会員連絡会を開催し、各同業会主催新年交礼会日程等の協議と参加協力の依頼、その他、商慣行改善の取組み等について検討した。

※新年交礼会を開催：

平成7年1月5日午前11時から、福岡市博多区全日空ホテルにおいて、支部主催による新年交礼会を開催した。この交礼会には、各同業会代表の外、業界関係者530名が参加した。

※ ※ ※ ※ ※ ※

以上をもって、平成6年度における日食協全国8支部の活動の概況報告とする。

平成6年度活動日誌表

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関連行事等 |
|---|----|-------------------------------|---|-------------|-------------------|
| 4 | 1 | 平成6年度業務開始 | | | |
| | 4 | 第5回最適流通システムWG | | | |
| | 5 | | | | 静岡県食品卸同業会総会 |
| | 6 | 運営委員会 第25回賛助会員世話人会 | | | |
| | 12 | | 20回関東支部商品研修会 ミツカン物流センター タカ食品工業(株) | | |
| | 13 | 本部会計監査 | | | 第210回日缶協専務会 |
| | 15 | | 関東支部会計監査 | | |
| | 20 | 運営委員会 理 事 会 | | | |
| | 21 | 運営委員会 第15回卸団体連絡協議会 | | | |
| | 22 | | 関東支部流通業務委員会 | | |
| | 26 | | | | 東京都卸酒販組合打合せ |
| | 27 | 第80回ネットワーク検討会 国税庁委託事業実務委員会 | | | |
| 5 | 6 | 第1回処務規程等草案作成 専門委員会 | | | |
| | 11 | 第2回処務規程等草案作成 専門委員会 | | | 食品缶詰公正取引協議会打合せ |
| | 12 | 情報システム化委員会 | | | |
| | 18 | | | | 第211回日缶協専務会 |
| | 23 | | | | 日缶協総会・取引協議会総会 |
| | 24 | 運営委員会 理 事 会 定時総会 | | | |
| | 25 | 第81回ネットワーク検討会 | | | |
| | 26 | | 東北支部賛助会員連絡会 代表者会議 | | (祝)日本冷凍食品協会25周年記念 |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|---|----|------------------------------------|---------------------------|-------------|---------------------------------|
| | 27 | | 関東支部流通業務委員会 | | |
| 6 | 7 | 輸入食品小委員会 | | | 神奈川県食品卸同業会総会 食流機構理事会 |
| | 8 | 運営委員会 | | | 第212回日缶協専務会 |
| | 10 | | 関東支部幹事会・総会 | | |
| | 14 | | | | 都酒販・情報システム研究会 |
| | 15 | | 九州沖縄支部幹事会・総会 | | |
| | 16 | | 近畿支部総会 | | |
| | 17 | | 中国支部総会・第2回賛助会員連絡会 | | 缶詰評議員会 |
| | 20 | 第26回賛助会員世話人会 | | | |
| | 21 | 第82回ネットワーク検討会 国税庁委託事業打合せ会 | | | 全国団体等連絡協議会 |
| | 22 | | 四国支部幹事会総会記念講演 東海ブロック総会 | | |
| | 24 | | 東北支部総会第1回賛助会員連絡会 | | 食流機構食品流通局長歓送迎会 食品産業センター連絡協議会 |
| | 28 | 国税庁委託事業代表者会議 | | | |
| | 29 | | 関東支部流通業務合同委員会 | | |
| | 30 | 国税庁委託事業代表者会議 | | | |
| 7 | 1 | | 北陸ブロック役員会・総会 | | |
| | 5 | 情報システム化委員会(千疋屋) 食品取引改善委員会実務担当者会 | | | |
| | 12 | | | | 栃木県加工食品卸協会総会 東京都食品卸同業会打合せ |
| | 13 | | 北海道支部役員会・賛助会員連絡会 | | 第213回日缶協専務会 |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|---|----|-----------------------------|-------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 15 | 商品委員会 食品取引改善委員会 物流委員会 | | | 埼玉県食品卸業協会総会 |
| | 21 | | | C B O幹事会・全体 会議 果実部会 蔬菜部会 | 国税庁委託事業代表緊急打 合会 |
| | 22 | | | | 製造物責任法説明会 |
| | 27 | | 関東支部流通業務委員会 | | |
| | 28 | | | | 日缶協専務会（箱根） |
| 8 | 2 | 流通規則に関する勉強会 | | | |
| | 17 | | | | 国税庁酒税課・報告書納本 |
| | 24 | | | 品質規格部会 品質対策委員会 | |
| | 29 | | | | 東京都食品卸同業会との打 合せ |
| | 31 | | | | （財）食品産業センター[TF 打 合会 |
| 9 | 1 | | | | 第2回団体連絡協議会 |
| | 5 | | | | 東京都食品卸同業会との打 合せ |
| | 6 | 情報システム化委員会 (酒販組合) | | | |
| | 7 | | | | 日缶協消費拡大委員会 農協流通研委員会 食流機構講演会 |
| | 8 | 物流委員会WG | | | |
| | 13 | | | 蜜柑工組代表打合会 | |
| | 14 | | | | 東京都食品卸同業会講演会 第214回日缶協専務会 |
| | 17 | | | | 日本即席食品工業協会創立 30周年 |
| | 19 | | | 品質対策委員会 | |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|----|----|---|-------------|-------------------|-----------------------------------|
| | 20 | | | | 缶詰品評会 |
| | 26 | | | | 食品商業省力化第1回委員会 産業センター連絡協議会 |
| | 27 | 物流委員会 第83回ネットワーク検討会 | | | |
| | 28 | | 関東支部流通業務委員会 | | |
| | 30 | 割戻・返品WG合同会議 | | | |
| 10 | 5 | 共同配送委員会 | | | 第2回食品流通展望・研究会 |
| | 6 | | | 果実部会 蜜柑工組との懇談会 | |
| | 11 | | | | P L制度の勉強会 |
| | 12 | 商品委員会 食品取引改善委員会 平成6年度最適流通システム第1回委員会 | | | 第215回日缶協専務会 |
| | 13 | | | 品質対策委員会 | |
| | 14 | | | | 日食第27回食品産業功労賞贈呈式 |
| | 18 | 運営委員会 第16回卸団体連絡協議会 | | | |
| | 19 | | | | 東京パイン開缶研究会 |
| | 21 | | | | 商品物流コード JICFS 改訂委員会 大阪パイン開缶研究会 |
| | 24 | | | | S T K総会・講演会 |
| | 25 | | | | 第4回関西生販懇談会 |
| | 26 | | 関東支部流通業務委員会 | | |
| | 27 | センターフィーWG | | | 第1回バー・コード・シンポジウム 原案作成委員会 |
| | 28 | 第1回最適流通システム委託事業WG | | | |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|----|----|---|-----------|-----------------|--|
| 1 | 1 | | | | 第1回環境対策総合企画委員会 |
| | 4 | | | | 中部食料品問屋連盟臨時総会 |
| | 8 | 物流委員会 | | | |
| | 9 | | | CBO幹事会・全体会議 | 第216回日缶協専務会 |
| | 11 | | | | 農水省OB会 |
| | 14 | 共同配送委員会 | | | |
| | 15 | | 関東支部商品研修会 | | |
| | 16 | | | | 実年者向 缶詰試食会 |
| | 21 | 会長・理事会事前打合せ | | | 農産工組山内氏受賞祝賀会 |
| | 22 | 第27回賛助会員世話人会 第85回ネットワーク検討会 | | | |
| | 24 | | 流通業務委員会 | | |
| | 25 | 運営委員会 理 事 会 情報システム化委員会 第2回委託事業WG | | | 日本フードサービス協会20周年 |
| | 28 | | | | 全国食品缶詰公正取引協議会・連合会 |
| | 30 | 返品問題改善WG | | | |
| 12 | 1 | | | 果実部会懇親・蜜柑工組代表者会 | |
| | 5 | | | | 流通政策研究所との打合せ |
| | 6 | | | 品質対策委員会 | |
| | 7 | | | | 酒類食品業叙勲受章祝賀会 中小御将来ビジョン委員会 缶詰記者会懇親会 |
| | 13 | 情報システム・ネットワーク検討会 | | | 農水省・商業課との打合せ 開発センター総合委員会 |
| | 14 | | | | 第217回日缶協専務会 |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|------|---------------|-------------|-----|-------------|---|
| | 15 | | | | バーコードシンポ 原案第2回作成委員会 |
| | 16 | 共同配送委員会 | | | |
| | 21 | | | | 国税庁委託事業打合せ |
| | 26 | | | | (財)食流機構委託事業打合せ |
| | 29 | 仕事納め | | | |
| 平成7年 | | | | | |
| 1 | 4 | 仕事始め | | | |
| | 5 | 新年のご挨拶 | | | 酒類食品業賀詞交歓会 缶詰業界賀詞交歓会 |
| | 6 | | | | 東京都食品卸同業会新年総会 |
| | 12 | | | | (財)食流機構委託事業打合せ |
| | 17 | | | | 日本缶詰検査協会JAS 打合せ 農水省消費経済課との打合せ |
| | 18 | | | | 流通システム開発センター新春セミナー |
| | 19 | | | 品質対策委員会 | |
| | 20 | | | | 日本チーズストア協会名刺交換会 日本フードサービス協会名刺交換会 農水省商業課歓送迎会 |
| 24 | 物流委員会 | | | | |
| 25 | 運営委員会 | | | | 国税庁酒税課・会計課打合せ |
| 26 | 第86回ネットワーク検討会 | | | | 国税庁酒税課・会計課打合せ |
| 27 | | 関東支部流通業務委員会 | | | |
| 31 | | | | | 食品産業センター連絡協議会 |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|---|----|--|------------------|-------------|--------------------|
| 2 | 1 | 第2回最適流通システム委託事業WG | | | |
| | 3 | | | | 全国食品缶詰公正取引協議会出席 |
| | 6 | | | | 農協流通研究所第2回価格形成等委員会 |
| | 7 | 共同配送委員会 | | | |
| | 8 | | | | 第219回日缶協専務会 |
| | 10 | 酒類食品取引問題調査研究会打合会 情報システム化委員会 | | | |
| | 13 | | | | 農水省商業課との打合せ |
| | 14 | 第2回最適流通システム委員会 | | | 国税庁酒税課との打合せ |
| | 16 | 国税庁委託事業第1回委員会 | | | |
| | 17 | | | | 食品産業センター連絡協議会 |
| | 20 | | | 品質対策委員会打合会 | |
| | 21 | | | | 缶友懇話会 |
| | 22 | | | | 第22回缶詰品評会 |
| | 23 | 関東支部流通業務委員会 | | | |
| | 24 | | | 品質対策委員会 | 食流機構研究会 |
| | 28 | 第87回ネットワーク検討会 | | | 東京都食品卸同業会との打合せ |
| 3 | 1 | | 関東支部流通業務委員会正副打合会 | | 日缶協第2回消費拡大委員会 |
| | 3 | | | | 東京都食品卸同業会との打ち合せ |
| | 6 | 第4回最適流通システム委託事業WG 加工食品取引問題検討委員会準備会(第3回) | 関東支部商品研修会打合会 | | |

| 月 | 日 | 本 部 | 支 部 | 缶詰ブランドオーナー会 | 関 連 行 事 等 |
|---|----|-------------------------------|--------------|---------------|----------------------------------|
| | 7 | | | C B O 全体会議 | 第220回日缶協専務会 |
| | 8 | 第 2 回国税庁委託事業WG | | | (財)日本缶詰検査協会評議員会 |
| | 9 | | | | 缶詰試買検査会 輸入缶詰開缶研究会（第4回） |
| | 13 | 運営委員会 | | | |
| | 14 | 共同配送委員会 | | | (財)流通システム開発センター；流通コードセンター総合委員会 |
| | 15 | | 関東支部流通業務委員会 | 品質対策委員会正副委員長会 | |
| | 16 | 第 3 回最適流通システム開発委員会 | | | 第 2 回食品商業活路開拓緊急対策調査検討委員会 |
| | 17 | | | | 第 2 回JICFS 商品分類改訂検討委員会 |
| | 22 | 日食協経営実務研修会 | | | |
| | 23 | 物流委員会 | | | 長野県食品問屋連盟総会 |
| | 24 | | 北海道支部経営実務研修会 | | |
| | 27 | 第 5 回最適流通システム委託事業WG | | | 農協流通第 3 回委員会 |
| | 28 | 運営委員会 第28回賛助会員世話人会 | | | 日缶協臨時総会 |
| | 29 | 輸入缶詰開缶見方会 第88回ネットワーク検討会 | | | 農水環境対策委員会・食品需給センター食品の日付表示に関する説明会 |
| | 30 | 国税庁委託事業第 2 回委員会 情報システム化委員会 | | | |

会員・事業所会員・賛助会員

(平成 7 年 3 月末現在)

| | 会 員 | 事業所会員 | 賛助会員 | 団体賛助会員 |
|----------|------|-------|------|--------|
| 平成6年4月現在 | 293 | 149 | 112 | 3 |
| 新規加入 | 2 | 1 | - | - |
| 退会 | 9 | 19 | - | - |
| 平成7年3月末 | 286社 | 131社 | 112社 | 3団体 |

支部県別会員及び事業所会員内訳

(平成 7 年 4 月 1 日現在)

| 支 部 | 県 别 | 会 員 数 | 事 業 所 数 | 支 部 | 県別 | 会員数 | 事 業 所 数 | 支 部 | 県 别 | 会員数 | 事 業 所 数 | | |
|-----------|-----|-------|---------|------|----|-----|---------|---|-----|-----|---------|-----------|-----------|
| 北海道 | 北海道 | 36 | 9 | 東海北陸 | 愛知 | 13 | 10 | 四国 | 香川 | 3 | 7 | | |
| | 計 | 36 | 9 | | 三重 | 1 | - | | 徳島 | 3 | - | | |
| 東北 | 青森 | 3 | - | | 岐阜 | 3 | - | | 愛媛 | 2 | - | | |
| | 秋田 | 3 | - | | 石川 | 8 | 5 | | 高知 | 2 | - | | |
| | 岩手 | 3 | 1 | | 富山 | 3 | 3 | | 計 | 10 | 7 | | |
| | 山形 | 1 | - | | 福井 | 2 | 1 | 九州沖縄 | 福岡 | 7 | 13 | | |
| | 宮城 | 5 | 8 | | 計 | 30 | 19 | | 佐賀 | 3 | - | | |
| | 福島 | 6 | - | | 京都 | 10 | 3 | | 大分 | 5 | - | | |
| | 計 | 21 | 9 | | 大阪 | 24 | 11 | | 長崎 | 7 | 1 | | |
| 関東 | 東京 | 46 | 6 | 中 国 | 奈良 | 2 | - | | 熊本 | 2 | 1 | | |
| | 神奈川 | 2 | 7 | | 滋賀 | - | - | | 宮崎 | 5 | 2 | | |
| | 千葉 | 2 | 1 | | 兵庫 | 9 | 3 | | 鹿児島 | 6 | - | | |
| | 埼玉 | 5 | - | | 計 | 45 | 17 | | 沖縄 | 5 | 1 | | |
| | 栃木 | 3 | 2 | | 鳥取 | 2 | - | | 計 | 40 | 18 | | |
| | 群馬 | 3 | 2 | | 島根 | 4 | 1 | | | | | | |
| | 茨城 | 6 | 1 | | 岡山 | 7 | 8 | | | | | | |
| | 長野 | 6 | 2 | | 広島 | 3 | 13 | | | | | | |
| | 山梨 | 3 | 1 | | 山口 | 5 | 1 | | | | | | |
| | 静岡 | 5 | 4 | | 計 | 21 | 23 | | | | | | |
| 東 | 新潟 | 2 | 3 | | | | | <table border="1"> <tr> <td>会 員 286 社</td> </tr> <tr> <td>事 業 所 131</td> </tr> </table> | | | | 会 員 286 社 | 事 業 所 131 |
| 会 員 286 社 | | | | | | | | | | | | | |
| 事 業 所 131 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 83 | 29 | | | | | | | | | | | |

平成6年度 収支計算書

(自平成6年4月1日～至平成7年3月31日)

1、収入の部

(単位：円)

| 予算 | | | 平成6年度 予算額 | 平成6年度 決算額 | 比較 増減 |
|----------|---------|--------------------|--------------|--------------|-----------|
| 大科目 | 中科目 | 小科目 | | | |
| 会費収入 | | | 46,596,000 | 46,292,600 | ▲ 303,400 |
| | 会員会費収入 | | 46,596,000 | 46,292,600 | ▲ 303,400 |
| | | 正会員会費収入 | 21,169,000 | 21,168,600 | ▲ 400 |
| | | 事業所会費収入 | 1,490,000 | 1,300,000 | ▲ 190,000 |
| | | 賛助会費収入 | 18,287,000 | 18,354,000 | 67,000 |
| | | 団体賛助会費収入 | 5,350,000 | 5,450,000 | 100,000 |
| | | 加入金収入 | 300,000 | 20,000 | ▲ 280,000 |
| 補助金等収入 | | | 5,237,000 | 10,563,000 | 5,326,000 |
| | 国庫補助金収入 | | 4,510,000 | 4,510,000 | 0 |
| | | 食料品等流通推進費補助金収入 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| | | 最適システム開発事業費 | 4,210,000 | 4,210,000 | 0 |
| | 国庫委託費収入 | | 727,000 | 6,053,000 | 5,326,000 |
| | | 国税庁酒類販賣情報システム委託事業費 | 0 | 5,253,000 | 5,253,000 |
| | | 教育研修事業費 | 727,000 | 800,000 | 73,000 |
| 事業収入 | | | 600,000 | 0 | ▲ 600,000 |
| | 事業収入 | | 600,000 | 0 | ▲ 600,000 |
| | | 情報システム研修会 | 600,000 | 0 | ▲ 600,000 |
| 雑収入 | | | 980,000 | 1,182,648 | 202,648 |
| | 雑収入 | | 980,000 | 1,182,648 | 202,648 |
| | | 受取利息 | 100,000 | 237,648 | 137,648 |
| | | 雑収入 | 880,000 | 945,000 | 65,000 |
| 当期収入合計 | (A) | | 53,413,000 | 58,038,248 | 4,625,248 |
| 前期繰越収支差額 | | | 19,379,000 | 19,379,933 | 933 |
| 収入合計 | (B) | | 72,792,000 | 77,418,181 | 4,626,181 |

2、支出の部

| 科 目 | | | 平成6年度 予算額 | 平成6年度 決算額 | 比 増 減 |
|-------------------|-----------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| 大科目 | 中科目 | 小科目 | | | |
| 事業費 | | | 34,353,000 | 24,653,350 | ▲ 9,699,650 |
| | 調査研究事業及び啓発普及事業費 | | 27,210,000 | 18,118,752 | ▲ 9,091,248 |
| | | 調査研究費 | 23,000,000 | 8,628,752 | ▲ 14,371,246 |
| | | 最適システム開発普及事業費 | 4,210,000 | 4,225,000 | 15,000 |
| | | 国税庁酒類販賣情報システム委託事業費 | 0 | 5,265,000 | 5,265,000 |
| | 構造改善事業費 | | 600,000 | 638,083 | 38,083 |
| | | 食料品構造改善推進事業費 | 600,000 | 638,083 | 38,083 |
| | 教育研修事業費 | | 743,000 | 810,300 | 67,300 |
| | | 教育研修事業費 | 743,000 | 810,300 | 67,300 |
| | 知識啓発事業費 | | 5,800,000 | 5,086,216 | ▲ 713,785 |
| | | 啓発事業費 | 3,500,000 | 2,964,323 | ▲ 535,677 |
| | | 宣伝事業費 | 2,300,000 | 2,121,892 | ▲ 178,108 |
| 管理費 | | | 28,610,000 | 25,816,517 | ▲ 2,793,483 |
| | 人件費 | | 17,300,000 | 16,903,820 | ▲ 396,180 |
| | | 役員報酬 | 8,900,000 | 9,222,226 | 322,226 |
| | | 職員給料手当 | 7,500,000 | 6,756,966 | ▲ 743,034 |
| | | 福利厚生費 | 900,000 | 924,628 | 24,628 |
| | 会議費 | | 2,000,000 | 1,453,167 | ▲ 546,833 |
| | | 会議費 | 2,000,000 | 1,453,167 | ▲ 546,833 |
| | 事務諸費 | | 9,310,000 | 7,459,530 | ▲ 1,850,470 |
| | | 旅費交通費 | 800,000 | 713,880 | ▲ 86,120 |
| | | 通信運搬費 | 300,000 | 234,148 | ▲ 65,852 |
| | | 消耗品費 | 1,300,000 | 843,359 | ▲ 466,641 |
| | | 光熱水料費 | 500,000 | 456,204 | ▲ 43,796 |
| | | 賃借料 | 4,800,000 | 4,598,950 | ▲ 201,050 |
| | | 備品費 | 560,000 | 18,540 | ▲ 531,460 |
| | | 雑費 | 800,000 | 438,399 | ▲ 361,601 |
| | | 交際費 | 200,000 | 144,050 | ▲ 55,950 |
| | | 租税公課 | 60,000 | 12,000 | ▲ 48,000 |
| 積立金 | 積立金 | 退職金引当積立金 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| 予備費 | 予備費 | 予備費 | 2,987,000 | 1,000,000 | ▲ 1,967,000 |
| 当期支出合計 | (C) | | 67,230,000 | 52,769,867 | ▲ 14,460,133 |
| 当期收支差額 | (A) - (C) | | ▲ 13,817,000 | 5,268,381 | |
| 次期繰越収支差額(B) - (C) | | | 5,562,000 | 24,648,314 | |

正味財産増減計算書

(自平成6年4月1日～至平成7年3月31日)

単位：円

| 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|
| I 増加の部 | |
| 1. 資産増加額 | |
| 当期収支差額 | 5,268,381 |
| 退職積立金増加額 | 1,919,478 |
| 増加額合計 | 7,187,859 |
| | 7,187,859 |
| II 減少の部 | |
| 1. 負債増加額 | |
| 退職給与引当金 | 1,919,478 |
| 減少額合計 | 1,919,478 |
| | 1,919,478 |
| 当期正味財産増加額 | 5,268,381 |
| 前期繰越正味財産額 | 19,459,933 |
| 期末正味財産合計額 | 24,728,314 |

貸
借
対
照
表

平成7年3月31日現在

単位：円

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|----------|------------|------------|------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 1. 流動資産 | | 1. 固定負債 | |
| 現金預金 | 19,395,314 | 退職給与引当金 | 28,021,881 |
| 未収金 | 5,253,000 | | |
| 流動資産合計 | 24,648,314 | 固定負債合計 | 28,021,881 |
| 2. 固定資産 | | 負債合計 | |
| その他の固定資産 | | | |
| 電話加入権 | 80,000 | 2. 正味財産の部 | |
| 退職積立金 | 28,021,881 | 正味財産 | |
| 固定資産合計 | 28,101,881 | (△繰延準備勘定) | |
| 資産合計 | | 負債及び正味財産合計 | 52,750,195 |
| | | | 52,750,195 |

計算書類に対する注記
(平成6年度)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、期末要支給額を目標とする計上方式を採用している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲は、現金、預金、未収金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載する通りである。

(3) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。

単位：円

| 科 目 | 前 期 未 残 高 | 当 期 残 高 |
|----------|-------------------|-------------------|
| 1.現 金 | 1 7 7, 0 7 8 | 4 6, 0 6 8 |
| 2.預 金 | 1 3, 6 4 0, 8 5 5 | 1 9, 3 4 9, 2 4 6 |
| 3.未 収 金 | 5, 5 6 2, 0 0 0 | 5, 2 5 3, 0 0 0 |
| 次期繰越収入差額 | 1 9, 3 7 9, 9 3 3 | 2 4, 6 4 8, 3 1 4 |

財産目録

平成7年3月31日現在

単位：円

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------------|------------|------------|
| I 資産の部 | | |
| 1. 流動資産 | | |
| (1) 現金 現金手許有高 | 46,068 | |
| (2) 普通預金 さくら銀行ほか5行 | 8,349,246 | |
| (3) 定期預金 さくら銀行 | 11,000,000 | |
| (4) 未収金 (国税庁酒税課委託費) | 5,253,000 | |
| 流動資産合計 | | 24,648,314 |
| 2. 固定資産 | | |
| (1) その他の固定資産 | | |
| 電話加入権 | 80,000 | |
| 退職積立金 安田信託銀行ほか3行 | 28,021,881 | |
| その他の固定資産合計 | | 28,101,881 |
| 資産合計 (A) | | 52,750,195 |
| II 負債の部 | | |
| 1. 固定資産 | | |
| (1) 退職給与引当金 | 28,021,881 | |
| 固定負債合計 | | 28,021,881 |
| 負債合計 (B) | | 28,021,881 |
| 正味財産 (C) = (A) - (B) | | 24,728,314 |

平成7年度 事業計画 (案)

加工食品流通の近代化、合理化をさらに促進するとともに、加工食品卸売業者の企業経営の高度化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に貢献するため、前年度の活動実績を踏まえて、平成7年度においては、次に掲げる事業計画に基づき、意欲的に事業を推進する。

I. 調査研究及び啓蒙普及事業：

(物流の効率化)

1. 加工食品卸業界の物流効率化の具体的な方向性を見出すための物流システムの開発等に係る調査研究を行う。
2. 業態別、カテゴリー別物流コストを調査し、その実態を把握するとともに、物流に係る諸条件の整備に当たる。
3. ITFコード（標準物流シンボルコード）の普及状況及び一貫パレチゼーション等の動向把握のための調査研究を行い、物流の効率化に資する。
4. 商品管理の合理化を図るため、賞味期限等の表示方法の徹底につき、メーカーに働きかける。

(情報システム化)

1. 加工食品流通の、情報システム化に関する調査研究及び啓発普及を図ることとし、特に「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」の開発普及に努める。
2. メーカー共用の「酒類食品統一伝票」の普及活動を推進する。
3. 酒類及び食品業界が共有可能な情報ネットワークのための商品マスターモデル等の策定につき、東京都卸売酒販組合等との連携を図り、調査研究を進める。
4. ITFコードに係るインフラ整備の働きかけ及びその活用方法等につき、物流委員会との連携のもとに調査研究する。

(取引慣行の改善)

1. 食品の取引等に関する諸問題の改善方向を、総合的に検討協議する場としての「食品取引問題検討委員会」を設置し、卸周辺のインフラ整備推進のための調査研究を行う。
2. 新取引制度に係る動向とその問題点、対応方法等を的確に把握するための調査研究及び周知活動を展開する。
3. 食品の賞味期限表示の施行に伴い、行政諸官庁の指導を踏まえつつ、調査研究及び提言並

びにその啓蒙普及に努める。

4. 加工食品の納入期限、返品等の実態と問題点を調査研究し、取引・管理の適正化を図る。
5. 規制緩和措置が進行する中、消費者の消費の国際化が拡大しつつある。これらの新しい流れを的確に把握することは卸売業にとっても重要である。情報の収集に努め、必要に応じては、調査研究を進める。

(品質管理の向上、環境対策等)

1. 品質管理の向上に努めることは、卸売業に課せられている機能の一つであるとの観点に立ち、品質管理機能の充実強化のための調査研究を行う。
2. 環境保全及び廃棄物の発生抑制のための「包装廃棄物リサイクル促進法案」(仮称)の動向把握と、流通業界としての対応問題等につき検討協議する。
3. 製造物責任法(P L法)の施行に伴う、卸業界としての今後の対応と施策等につき検討協議するとともに、普及啓発に努める。

II. 構造改善事業：

財団法人 食品流通構造改善促進機構（略称：食流機構）との協力協調体制を整えるとともに、食流機構の構造改善事業等諸施策に関して、加工食品卸売業界の立場から積極的に参加し、その事業の推進を図る。

III. 教育研修事業：

経営者研修及び人材育成研修事業を推進する外、各種講習会・研究会等を全国8支部と連携し、実施する。

IV. 知識啓発事業：

1. 国際化、自由化がさらに進展する中、食品の海外動向、輸入状況等に係る諸情報を収集するとともに、国際化に向けての対応と啓発を行う。
2. 消費者に対し、J A S法、食品衛生法に係る事項及び食品の日付表示等についての情報提供を行う外、苦情処理等についての窓口を開き、サービスを提供する。

V. 連携事業：

1. 缶詰ブランドオーナー会にあっては、国産缶詰及び輸入缶詰に係る情報の収集、提供並びに品質向上に努めるとともに、消費者に対しての啓蒙普及を図る。
2. 「支部賛助会員連絡会」の各支部の設置に伴い、本部の「賛助会員世話人会」等における共通課題の連絡協調に努め、地域の活性化に資する。

以上を平成7年度の事業活動に掲げ、的確迅速な措置を講ずることとする。

平成7年度 収支予算(案)

(自平成7年4月1日~至平成8年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会

(単位:円)

1、収入の部

| 科 目 | | | 平成6 年度 予 算 額 | 平成7 年度 予 算 額 | 比 増 較 減 |
|------------|---------|------------------|-----------------|-----------------|------------|
| 大 科 目 | 中 科 目 | 小 科 目 | | | |
| 会費収入 | | | 46,596,000 | 46,037,200 | ▲ 558,800 |
| | 会員会費収入 | | 46,596,000 | 46,037,200 | ▲ 558,800 |
| | | 正会員会費収入 | 21,169,000 | 20,689,700 | ▲ 480,000 |
| | | 事業所会費収入 | 1,490,000 | 1,310,000 | ▲ 180,000 |
| | | 賛助会費収入 | 18,287,000 | 18,287,500 | 500 |
| | | 団体賛助会費収入 | 5,350,000 | 5,450,000 | 100,000 |
| | | 加入金収入 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| 補助金等収入 | | | 5,237,000 | 5,310,000 | 73,000 |
| | 国庫補助金収入 | | 4,510,000 | 4,510,000 | 0 |
| | | 食料品等流通対策推進費補助金収入 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| | | 最適システム開発事業費 | 4,210,000 | 4,210,000 | 0 |
| | 国庫委託費収入 | | 727,000 | 800,000 | 73,000 |
| | | 教育研修事業費 | 727,000 | 800,000 | 73,000 |
| 事業収入 | | | 600,000 | 600,000 | 0 |
| | 事業収入 | | 600,000 | 600,000 | 0 |
| | | 情報システム研修会 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 雑収入 | | | 980,000 | 1,170,000 | 190,000 |
| | 雑収入 | | 980,000 | 1,170,000 | 190,000 |
| | | 受取利息 | 100,000 | 220,000 | 120,000 |
| | | 雑収入 | 880,000 | 950,000 | 70,000 |
| 当期収入合計 (A) | | | 53,413,000 | 53,117,200 | ▲ 295,800 |
| 前期繰越収支差額 | | | 19,379,000 | 24,648,314 | |
| 収入合計 (B) | | | 72,792,000 | 77,765,514 | |

2、支出の部

| 科 目 | | | 平成6 年度 予 算 額 | 平成7 年度 予 算 額 | 比 増 較 減 |
|--------------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|------------|
| 大 科 目 | 中 科 目 | 小 科 目 | | | |
| 事業費 | | | 34,353,000 | 35,110,000 | 757,000 |
| | 調査研究事業及び啓発普及事業費 | | 27,210,000 | 27,210,000 | 0 |
| | | 調査研究費 | 23,000,000 | 23,000,000 | 0 |
| | | 最適システム開発普及事業費 | 4,210,000 | 4,210,000 | 0 |
| | 構造改善事業費 | | 600,000 | 600,000 | 0 |
| | | 食料品構造改善推進事業費 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| | 教育研修事業費 | | 743,000 | 1,400,000 | 657,000 |
| | | 教育研修事業費 | 743,000 | 800,000 | 57,000 |
| | | 情報システム研修会 | 0 | 600,000 | 600,000 |
| | 知識啓発事業費 | | 5,800,000 | 5,900,000 | 100,000 |
| | | 啓発事業費 | 3,500,000 | 3,500,000 | 0 |
| | | 宣伝事業費 | 2,300,000 | 2,400,000 | 100,000 |
| 管理費 | | | 28,610,000 | 29,100,000 | 490,000 |
| | 人件費 | | 17,300,000 | 17,690,000 | 390,000 |
| | | 役員報酬 | 8,900,000 | 9,220,000 | 320,000 |
| | | 職員給料手当 | 7,500,000 | 7,500,000 | 0 |
| | | 福利厚生費 | 900,000 | 970,000 | 70,000 |
| | 会議費 | | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 |
| | | 会議費 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 |
| | 事務諸費 | | 9,310,000 | 9,410,000 | 100,000 |
| | | 旅費交通費 | 800,000 | 850,000 | 50,000 |
| | | 通信運搬費 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| | | 消耗品費 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| | | 光熱水料費 | 500,000 | 550,000 | 50,000 |
| | | 賃借料 | 4,800,000 | 4,800,000 | 0 |
| | | 備品費 | 550,000 | 550,000 | 0 |
| | | 雜費 | 800,000 | 800,000 | 0 |
| | | 交際費 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| | | 租税公課 | 60,000 | 60,000 | 0 |
| 積立金 | 積立金 | 退職金引当積立金 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| 予備費 | 予備費 | 予備費 | 2,967,000 | 2,459,514 | 507,486 |
| 当期支出合計 (C) | | | 67,230,000 | 67,969,514 | 739,514 |
| 当期収支差額 (A) - (C) | | | ▲ 13,817,000 | ▲ 14,852,314 | |
| 次期繰越収支差額 (B) - (C) | | | 5,562,000 | 9,796,000 | |

※ 款項目の流用を認める

定時総会に先駆け理事会開催

5月25日開催の第2回定時総会に先駆けての理事会を4月26日正午から、鉄道会館ルビーホール12階明星光雲の間において開催した。

提出議案： ①平成6年度事業報告案に関する件 ②平成6年度決算報告案に関する件 ③平成7年度事業計画案に関する件 ④卸周辺のインフラ整備推進活動に関する件
⑤平成7年度収支予算案に関する件 ⑥平成7年度会費の額及び賦課徴収方法に関する件 ⑦新規加入会員、退会会員に関する件 ⑧定時総会の開催日時、場所及び総会に付議すべき事項に関する件 ⑨その他

この定時総会には、農林水産省食品流通局商業課から、山本晶三課長及び佐藤孝二課長補佐がご来席になられた。

開催に先立ち、國分會長及び山本商業課長から、それぞれ次のような挨拶があった。

國分會長挨拶：

『 本日は、皆さん大変お忙しいところをご出席頂き有り難うございます。

1月の17日に関西の大震災がおこり、あれから3カ月少々を過ぎました。それ以後初めての理事会であります。被害に遭われました皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。

本日は、農林水産省から、新しく食品流通局商業課の課長に就任された山本晶三様とそれから同課課長補佐の佐藤孝二様に、公務ご多忙のところをご出席頂き、厚くお礼申し上げます。

最近、消費が大変冷え込んで参り、皆様はご苦労されておられるのではないかと思いますが、そう言う中で、世の中が騒々しくなり、業界におきましても、賞味期限の表示の問題や、P.L法問題とか、また、ここに来て容器包装のリサイクル問題、更には「新取引制度」等々、いろいろ難しい問題が、めじろ押しになっております。

日食協では、来月25日に定時総会を開催する予定であります。それに先立ち、本日の理事会では、数々のご審議を頂くことになっております。

どうか、議事がスムースに進行致しますよう、宜しくご協力の程、お願い申し上げます。』

山本商業課長のご挨拶：

『 ただいま國分会長より、ご紹介頂きました山本でございます。去る1月17日に阪神大震災がおこり、皆様のご企業、またお取引先も含め、大変な被害に遭われ、この席をお借りして、お見舞いを申し上げ、1日も早い復興をお祈り致しますとともに、行政の立場からも、少しでもお役に立ちたいと思います。

私は、地震発生の1月17日の翌18日に、前任の白須課長の後を受け、着任致した訳です。ところが、世の中は文字通りひっくり反っており、その間約3ヶ月あまりたち、最近少し落ち着いて参ったようですが、現地の話を聞きますと、まだまだ復興はこれからという話を耳にしております。

私自身も、神戸に2回参り、現地を実際に見てきましたが、人生観が変わるような大災害がありました。

ただいま、会長からも、いろいろ業界の問題についてお話がありましたが、私どもは、丁度平成8年度の概算要求中であり、それぞれ各担当部署において諸問題を掘り下げ、また、各業界からのご要望なり、いろいろな問題提起を頂きながら、いま懸命に取り組んでおり、これから、どういう風なことが起こったりするのか、また、皆様がどのような問題をお持ちなのかを勉強しているところです。

今考えていることは、一つは大変な円高であり、この円高が流通段階にどういう影響をもたらすのか、徐々な円高ではなくて、急激な円高が、生産・卸・小売の流通構造にどういう影響を与えるかというような問題、あるいは先ほど、会長からお話がありましたように、ゴミの法律について、リサイクルの問題が熱心に検討されており、厚生省、通産省との官庁間の調整を進めています。

このゴミ問題自体はまさに避けて通れないことですが、それをどうしてスムースにこなしていくか、その負担のあり方等、みんな大きな問題ばかりであります、これからもいろいろな機会を通じ、日食協の考え方等々につきお聞かせ頂き、私どもも少しでも力添え致したいと思っております。』

<議事の概要>

第1号議案 平成6年度事業報告（案）に関する件

議長の指示により、平成6年度の事業報告（案）のうち、下記の主な活動につき、報告した。

- ・定時総会（平成6年5月24日：平成5年度事業報告・同決算報告、平成6年度事業計画案・同予算案、役員の選任等々に関する件）

- ・理事会（平成6年5月24日：処務規程の承認、総会提出議案等）
　　〃（平成6年11月25日：上半期事業活動報告、新取引制度の問題対応、収支状況等）
- ・賛助会員世話人会（平成6年4月6日：社団法人設立後の経過報告、日食協の重点活動報告外、情報交換）
　　〃　　〃（平成6年6月20日：新年度における重点活動、委託事業調査結果及び両者による懇談）
　　〃　　〃（平成6年11月22日：各委員会の主な活動、新取引制度等）
　　〃　　〃（平成7年3月28日：<第28回>各委員会の重点活動報告、新取引制度問題等）
- ・運営委員会（年度内10回開催：最適流通システム開発普及事業外、経営実務研修会の開催、インフラ整備準備会、食品卸団体連絡協議会等々）
- ・商品委員会（平成6年7月15日：外、傘下のワーキンググループ活動 <割戻金即引化の継続推進、返品問題の改善活動・その一環としての返品の地域別実態調査、センターフィ問題への対応活動等>）
- ・情報システム化委員会（国税庁委託事業等に関連し、委員会7回開催。ネットワーク検討会8回を開催：
平成6年度の委託事業の研究テーマは、<情報ネットワークのための商品マスター モデル等の調査研究>）
- ・物流委員会（平成6年7月15日：外、傘下のワーキンググループ活動 <物流コストの実態調査、過積載問題、ITF物流シンボルコード印刷に関する要望活動、一貫パレチゼーションへの対応問題等>）
- ・食品取引改善委員会（平成6年7月15日及び同年10月12日外、傘下のワーキンググループ活動 <新取引制度に係る対応と問題点等の洗い出し>）
- ・缶詰ブランドオーナー会（平成6年7月21日、同年11月9日、平成7年3月7日に全体会議を開催の外、果実部会、蔬菜部会、品質規格部会及び品質対策委員会等を隨時開催：<賞味期限表示問題への対応と周知徹底、PL表示への問題対応、蜜柑缶詰、筍缶詰等の情報交換、品質対策委員会活動及び品質クレーム等々>）
- ・支部活動報告：支部活動報告書を提示。なお、各支部の具体的な活動報告は省略。

以上の報告概要をもとに、定時総会提出の平成6年度事業報告書案の内容を説明した。

第1号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第2号議案 平成6年度決算報告案に関する件

議長の指示により、事務局において平成6年度決算報告書（平成6年4月1日～平成7年3月31日）に関し次の通り内容の説明を行った。

| | 平成6年度予算額 | 平成6年度決算額 |
|--------|-------------|-------------|
| 収入の部合計 | 72,792,000円 | 77,418,181円 |
| 支出の部合計 | 67,230,000 | 52,769,867 |
| 次期繰越金 | 5,562,000 | 24,648,314 |

以上の決算報告につき、萩原監事より4月17日に実施した監査結果に関し、財務諸表に相違ない旨、報告がなされた。

第2号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第3号議案 平成7年度事業計画案に関する件

議長の指示により、事務局において平成7年度事業計画案につき、提出案を説明した。

継続事業の外、新取引制度がいよいよ実施の段階に入ることに伴う関連諸施策、インフラ整備活動の推進等が新たに盛り込まれた旨を説明。

第3号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第4号議案 卸周辺のインフラ整備推進活動に関する件

事業計画案で7年度に新たに組み入れられた事業活動に関し、卸周辺のインフラ整備推進活動を、会報資料をもとに事務局より説明がなされた。

特に、これへの新施策として「食品取引問題検討委員会」及び同「調査研究小委員会」の設置について具体的に報告あり。

同委員会及び小委員会には、第三者の調査機関である流通政策研究所の協力参加を得、日食協独自予算により、7年度内事業として取り組むことが、4月7日に開催された正副会長会議において、予め内諾を頂いた旨を併せ報告。

第4号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第5号議案 平成7年度収支予算案に関する件

議長の指示により、事務局において平成7年度の収支予算案（平成7年4月1日～平成8年3月31日）の予算内容につき説明。

なお、この事務局説明に関して、事業費、管理費及び予備費の予算按分につき質疑があり、この件については、公認会計士に再度確認を取った上で、総会に諮ることになった。

収入の部 平成7年度予算額 77,765,514円

第5号議案につき議長これを諮り、これを承認した。

第6号議案 平成7年度会費の額及び賦課徴収方法に関する件

議長の指示により、事務局において本議案の内容を説明。

本件に関しては、法人化年度において会費の一率33%のアップがなされたばかりであり、また、平成7年度は収入に見合う事業予算の組立てが可能であること、従って会費は据置きとし、賦課徴収方法についても、これまでと同様としたい旨を述べた。

第6号議案につき議長これを諮り、これを全員異議なく承認した。

第7号議案 新規加入会員、退会会員に関する件

議長の指示により、事務局において新規加入会員、退会会員につき、平成7年3月31日現在の状況を下記の通り報告した。

新規加入会員 鹿児島 (株)大阪屋
宮崎 (株)さつまや

以上2社

新規事業所登録会員 福岡 三友食品(株)九州支店

以上1事業所

退会会員（都合により） 北海道支部 1社
関東支部 2
近畿支部 1
四国支部 2
中国支部 1
九州沖縄支部 2

以上9社

| | | |
|---------|--------|-------|
| 退会事業所会員 | 関東支部 | 3 事業所 |
| | 東海ブロック | 2 |
| | 近畿支部 | 5 |
| | 四国支部 | 3 |
| | 中国支部 | 3 |
| | 九州沖縄支部 | 3 |

以上19事業所

議長より会員の増員を図るとともに、都合による退会会員については、運営委員会において会員継続を働きかけるよう要望がなされた。

第7号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第8号議案 定時総会の開催日時、場所及び総会に付議すべき事項に関する件

開催日時 平成7年5月25日（木） 14：00～16：00

開催場所 東京都千代田区丸の内1-9-1 東京駅八重洲口
鉄道会館ルビーホール 12階 凤凰の間

以上を承認するとともに、付議すべき事項に関しては、本理事会議案のうちの8号議案を除いた議案とすることを承認。

第9号議案 その他

その他の件については、去る4月19日開催の第17回食品卸団体連絡協議会において、食品卸連合会（4地域卸団体の新呼称）側より、実務メンバー代表者が日食協ワーキンググループに随時参加し、話し合いの場を持ちたいとの希望が寄せられたことにつき、専務理事より報告があり、また運営委員長からも補足説明があって、本件に関し審議した。

その結果、具体的な進め方等については、運営委員会が担当窓口となり取り組むことになった。

以上で提出議案の審議を終了した。

円高メリットの一層の浸透について通達

農林水産省から、4月25日付7食流第1423号で、國分會長宛に「円高メリットの一層の浸透について」協力要請状がこのほど寄せられた。

これは、蚕糸園芸局長、畜産局長、食品流通局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官の連名によるもので、通達の本旨は、去る4月14日の経済対策閣僚会議において、緊急円高・経済対策が決定されたことに伴ない、円高メリットの迅速な浸透を図ることにあるとされている。

円高差益については、国際価格の動向や、為替相場の推移等に大きく影響される面があるが、円高差益が発生した場合には、その円高メリットが速やかにかつ十分に国民生活に還元されることが望まれるところであり、このたびの経済対策の趣旨を理解し、協力を得たいとしている。

農林水産省においては、物価の一層の安定に資するために、輸入消費財等価格動向の調査の早期実施、所管物資等に係る円高差益の発生状況、円高効果の小売価格への浸透状況の的確な把握に努めるとしており、調査の実施に当たっては、本趣旨の周知徹底と、協力を得たいとの要請内容である。

なお、経済対策閣僚会議が決定した骨子には、次のことを主眼とする旨が掲げられている。

1. 景気の先行きに生じている不透明感を払拭し、現在の回復基調をより確実なものとするとともに、我が国経済の中長期的発展を確保するため、機動的に内需振興を図ること
2. 現在縮小傾向にある経常収支黒字をさらに大幅に削減するとの強い決意を改めて確認しつつ、市場アクセス改善等を促進するための規制緩和を前倒し、実施すること
3. 円高メリットの迅速な浸透を図るほか、円高の被害の大きな企業や雇用者のための対策、経済フロンティアの拡大等の経済構造改革策、金融・証券市場対策等を拡充すること

第17回 食品卸団体連絡協議会

平成7年4月19日午後2時から、東京ステーションホテル2階松の間において、第17回食品卸団体連絡協議会を開催した。

開催に先立ち、先ず4団体を代表して東京都食品卸同業会の山本新三郎会長より次のような挨拶があった。

『 本日はご多用の中を、第17回食品卸団体連絡協議会にご出席頂きお礼申し上げます。』

いま、食品卸業界は、新取引制度の問題をはじめ、次から次にいろいろの問題が発生しておりますが、これらの問題は何としても乗り切って参らなければなりません。

その意味からもよろしくご指導頂き、本日の協議会が実のある会議となりますようお願い致します。

なお、今まで卸5団体でしたが、この度大阪食品卸同業会と大阪府食品卸同業組合とが合併し、4団体となり、「食品卸連合会」と改めることになりましたのでお知らせ致します。

簡単ですが、よろしくお願ひ申し上げます。』

続いて、日食協側を代表して磯野関東支部長（日食協副会長）が、要旨次のような挨拶をされた。

『 本日は、お忙しいところを遠方よりおいで頂き有難うございます。』

山本会長のお話では、大阪の2団体が一つになり、新しい連合会の形で活動されることになり、ご同慶の至りに存じます。今後の発展を期待致します。

また、このたびの阪神大震災では、大変な被害を蒙られ心よりお見舞い申し上げます。

まだまだ再建はこれからだと存じますが、一日も早い復興をお祈り致します。

いま、食品業界は大変厳しい局面に立たされており、酒類業界について申し上げますと、増税前には余り見られなかった業態変革がもたらされ、価格破壊をはじめとして、いろいろの問題が積み重なり、最も厳しい状況に立たされております。

最近の問題としては、賞味期限の問題、リサイクルの問題や7月1日から施行されるP.L法への対応、さらには、先ほど山本会長からお話のあった新取引制度問題、そして法的導入を含めての卸周辺の環境の整備等々、問題が山積している中、日食協は、酒卸の業界と一緒にあって、前向きに活動を推進致したいと思っており、今後ともご協力をお願い申し上げます。』

以上のような挨拶があり、日食協事務局が進行役を勤め、下記のような内容を中心に情報交換した。

①阪神大震災その後の状況等について ②賞味期限の表示問題等について ③卸を取り巻く取引環境の整備等について ④「新取引制度」への対応について ⑤その他情報交換等。

なお、情報交換に先立ち、阪神大震災における数多くの犠牲者に対し、1分間の黙祷を捧げた。

また、京都食品卸同業会にあっては、滋賀県の参加が得られたことに伴い、京滋食品卸同業会に名称変更した。

[主な懇談内容] :

<賞味期限の表示問題等について> : (・印は発言内容)

日食協事務局よりこれまでの経過及び具体的表示方法等を報告説明した。

- ・大手小売業界では、具体的表示方法で、意見が2つに分かれているが、何とか統一してもらえないものか。また、商品管理の上で、製造年月日を外箱に「月」までの表示をして頂くよう、働き掛けて頂きたい。

<卸を取り巻く取引環境の整備・新取引制度等> : (・印は発言内容)

③及び④の件に関しては、フリートーキングの形で意見交換された。

- ・新取引制度についてであるが、2次店に対しては、何の価格の提示もない。今後は特約店を通じて価格の提示があるという仕組みになっている筈。ところがそれに対してそうしたものが一切ない。2次店といえども、年間の契約をしていた訳で、僅かだが、年間の謝礼金があった。従来通りの仕入価格と同じということになると、年間謝礼金の部分が、コストアップとなる。特約価格を見ると、年間リベートの部分を配慮したネットになっているのに、特約店からは全く説明を受けていない。こうした点について日食協を中心とした大手特約店はどのように考えているか。
- ・新取引制度の背景は、リベートやセンターフィの問題等々で原価格が判らなくなってきて、メーカーも儲からなくなり、もう何もないよと、だから生産価格でそちらで決めて下さいよということで決められたのが、オープン価格制ということで業界もわれわれもそういう呼び名を付けた。ところが、オープン価格制となるといろいろな問題が出てきて、例えば、特約店の既得権をどうするのだ等々の声もある。

本来の狙いは、透明化・簡素化・合理的な取引慣行を実現するのが最大のポイントとされていて、どのような制度となるのか極めて不明瞭である。

また、日食協が一緒に決められた定率、定額を含めて定額的な発想は、非常に重要ではないかと思っていたが、これがどうなるのか。日食協の統一見解は、それを肯定するのか、過去のものだとするのかどうか。

- ・C&Cの機能も認めて頂き、賛助会員世話人会でわれわれの立場をお伝え頂きたいと思う。
- ・もう少し問屋のためになるような前向きの話が出てきてよいのではという感じがある。

われわれの中では、実際に大手様の安売りがある。また、このたびのことは、特約店は確実に有利だよとの話が表に出てしまった。このような状態を団体として、とした方向にいかねばならないのかどうか。

良いものであるなら、われわれとしては、一所懸命協力しなければいけないと思っている。今迄の話の中では、矢張り定額定率でなければ、このようなローコストでは、退職金も払えない状況にある。

- 前回もお願い申し上げたが、今迄の流れから、日食協と一緒に作業をしようということではなく、具体的問題も出てきており、情報交換の場を非公式な形でよいので、いろいろ、お互いに刷り合わせできるような実務的話し合いの場を設けて頂きたい。

以上は、連合会側の発言の一部である。なお、次回開催は10月18日の予定。

リサイクル法案を閣議で決定

『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等』については、会報88号の44頁に、「農林水産省の基本的考え方」を一部掲載したが、このことに関連し、政府は平成7年4月28日に同法案を閣議決定した。決定内容は次の通りである。

1. 法律案の背景及び必要性

(1) 一般廃棄物の排出量の増大、最終処分場の逼迫とリサイクルの一層の推進の必要性

① 一般廃棄物の再生資源としての利用が不十分

〔一般廃棄物のリサイクル率は 3.4% 〕
〔産業廃棄物のリサイクル率は 39.0% 〕
〔平成3年度〕

② 一般廃棄物の最終処分場の残余年数は僅かに7.8年

〔首都圏は4.8年〕〔平成3年度〕

(2) 容器包装リサイクルシステムの導入が急務

容器包装リサイクルシステムの構築は、『環境基本計画』の大きな柱の1つであり、その早期実現が急務。

〔昨年12月に閣議決定された『環境基本計画』において、市町村が容器包装廃棄物を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しいシステムの導入を検討し、必要な措置を講じることとされている。〕

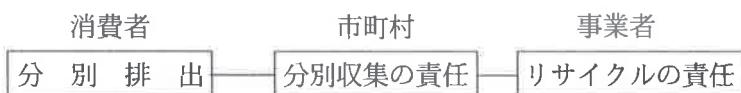
(3) 全国の地方公共団体が早期制定を要望

住民や市町村による分別排出・分別収集の努力と、その受皿となるリサイクル体制の整備が相俟った新リサイクルシステムの一刻も早い制定が必要。

(4) 国際的に見ても早期制定が必要

- ① 我が国と同様に、独・仏等においては、1990年代に入り、容器包装廃棄物について、容器包装を用いた事業者が責任を負うリサイクルシステムを導入。
- ② この動きはEU統一指令として採択され、EU各国に拡大していく見通しであり、我が国も世界の潮流に遅れをとることはできない。

2. 基本的考え方は市町村、消費者、事業者の責任分担



3. 法律案の概要

(1) 適用範囲

① 対象となる容器包装

びん、缶、紙、プラスチック製のもの等、商品に付されたすべての容器包装。

② 対象事業者

イ) 特定容器利用事業者

その事業において、その販売する商品について特定容器を用いる事業者（輸入業者を含む。）。

ロ) 特定容器製造事業者

特定容器の製造等の事業を行う者（輸入業者を含む）。

ハ) 特定包装利用事業者

その事業において、その販売する商品について特定包装（包装紙等）を用いる事業者（輸入業者を含む。）。

ニ) 一定の小規模事業者については、適用を除外する。

(2) 基本方針の作成

主務大臣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本方針を作成し、公表する。

(3) 再商品化計画の作成

主務大臣は、基本方針に即して、市町村の分別収集した容器包装廃棄物（市町村が分別収

集した段階で有価物（例えば、アルミ缶のようなものなど）を除く。）の再商品化に関する計画を作成し、公表する。

(4) 容器包装廃棄物の分別収集に関する措置

- ① 市町村は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を作成し、都道府県に提出する。市町村は、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行わなければならない。
- ② 都道府県は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画を策定し、厚生大臣に提出するとともに公表する。
- ③ 容器包装廃棄物を排出する者は、市町村の定める基準に従い、当該容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。（容器包装廃棄物の分別を促進するための排出量に応じた廃棄物処理手数料の規定を含む。）

(5) 容器包装に係る再商品化に関する措置

- ① 特定容器（自ら又は他の者に委託して回収する場合において、その回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨主務大臣の認定を受けた特定容器等は除く。）について、特定容器利用事業者及び特定容器製造事業者は、容器包装の区分に係る特定分別基準適合物について、その使用量又は製造量に応じて、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

注）特定容器利用事業者と特定容器製造事業者との間の義務量の分担比率は、業種ごとに特定容器を用いた商品の販売額と当該特定容器の販売額の比率を基礎として主務大臣が定める率とする。

- ② 特定包装（自ら又は他の者に委託して回収する場合において、その回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨主務大臣の認定を受けた特定包装等は除く。）について、特定包装利用事業者は、自らの事業において、特定包装を用いる量に応じて、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。
- ③ 特定容器利用事業者、特定容器製造事業者及び特定包装利用事業者（以下「特定事業者」という）は、自らの再商品化義務量の再商品化を(6)に規定する指定法人に委託した場合は、再商品化をしたものとみなす。
- ④ 特定事業者が、自ら又は(6)に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化を行う場合は、主務大臣の認定を受けなければならない。

(6) 指定法人

- ① 主務大臣は、民法第34条の規定による法人であって、特定事業者の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を実施することを適正かつ確実に行うと認められるものを指定することができる。
- ② 指定法人による再商品化義務の適切かつ確実な実施を確保するため、再商品化業務規程の認可、事業計画の認可、業務の休廃止の制限、契約の締結及び解除に対する制限、監督上必要な命令、報告の徴収、立入検査等の規定を設ける。

(7) 中小企業への配慮

- ① 一定の小規模事業者については、法律の適用除外とする。
- ② 中小企業については、平成12年3月31日までの間、義務を猶予する。

(8) その他

① 廃棄物処理法の特例

(5)(4)の認定に係る事業者、指定法人等が行う容器包装に係る再商品化について、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理業の認可を不要とする等、廃棄物処理法の特例を設ける。

② 再商品化に要する費用の価格への反映

国は、再商品化費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

③ 再商品化により得られた物の利用義務等（現行「再生資源利用促進法」とのブリッジ規定）

分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行う者等は、現行「再生資源利用促進法」で定めるところにより、これを利用する義務等を課せられるものとする。

④ 関係事業者その他利害関係者からの意見聴取（透明性の確保）

主務大臣は、(5)(1)注)の比率等を定め、(6)(2)の指定法人に係る再商品化業務規程の認可等をするに当たり必要と認められる場合には、あらかじめ、関係事業者その他利害関係者の意見を聞くものとする。

⑤ 施行期日

- ⅰ) この法律は、公布の日から2年以内に施行する。
- ⅱ) 主として紙製のもの及び主としてプラスチック製のものであって政令で定めるものについては、①の規定にかかわらず公布の日から5年以内に施行するものとする。

再商品化義務履行に要する費用の見通し（試算）について

(初年度)

(4年目)

(分別収集率30%時)

| 容器包装種別 | リサイクルコスト(億円) |
|--------|--------------|
| 金属缶 | 0 |
| ガラスびん | 15 |
| 飲料用紙容器 | ほぼ0 |
| PETボトル | 4 |
| 合計 | 18 |

| 容器包装種別 | リサイクルコスト(億円) |
|--------|--------------|
| 金属缶 | 0 |
| ガラスびん | 19 |
| 飲料用紙容器 | ほぼ0 |
| 段ボール箱 | ほぼ0 |
| 紙箱等 | ほぼ0 |
| PETボトル | 7 |
| その他ガラス | 44 |
| 合計 | 69 |

| 容器包装種別 | リサイクルコスト(億円) |
|--------|--------------|
| 金属缶 | 0 |
| ガラスびん | 22 |
| 飲料用紙容器 | ほぼ0 |
| 段ボール箱 | ほぼ0 |
| 紙箱等 | 58 |
| PETボトル | 28 |
| その他ガラス | 943 |
| 合計 | 1,051 |

- 注 1) 分別収集率30%時の試算において、その具体的な達成時期については、それぞれの容器包装が同時に同分別収集率を達成するということではない。
- 注 2) 上記容器包装は代表例を示したものであり、実際にはこれ以外の容器包装も本制度の対象となり得る。
- 注 3) 上記数値には、指定法人の事務経費は含まれていない。
- 注 4) 四捨五入を行っているため、合計が一致しない。

再商品化単価及びリサイクル委託単価

| 容器包装種別 | 再商品化単価 〔円／g〕 | リサイクル委託単価 〔分別収集率30%時〕 〔円／g〕 | 1本当たりの コスト 〔円／本〕 |
|--------------------|-----------------|-----------------------------------|------------------------|
| 金属缶 | 0 | 0 | 0 |
| ガラスびん (白びん) | 0. 0018 | 0. 00054 | 0. 108 (300ml、200g) |
| ガラスびん (茶びん) | 0. 0028 | 0. 00084 | 0. 168 (300ml、200g) |
| ガラスびん (白・茶びん以外) | 0. 0095 | 0. 0028 | 0. 56 (300ml、200g) |
| 飲料用紙容器 | ほぼ0 | ほぼ0 | ほぼ0 (1ℓ、30g) |
| 段ボール箱 | ほぼ0 | ほぼ0 | ほぼ0 (1kg) |
| 紙箱等 | 0. 018 | 0. 0030 | 0. 06 (20g) |
| 2種P E Tボトル | 0. 071 | 0. 021 | 1. 365 (1.5ℓ、65g) |
| その他プラスチック | 0. 087 | 0. 026 | 0. 114 (4.4g) |

- 注 1) 試算の前提として、分別収集率を一律であるとしているが、その具体的な達成時期については、それぞれの容器包装が同時に同分別収集率を達成するということではない。
- 注 2) 上記容器包装は代表例を示したものであり、実際にはこれ以外の容器包装も本制度の対象となり得る。
- 注 3) 上記数値には、指定法人の事務経費は含まれていない。
- 注 4) 四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

